令和元年度 東京都入札監視委員会 第1回 第一監視部会

〇 日時: 令和元年6月20日(木) 午後1時30分から

〇 会場:東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

O 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議対象事案の説明
- 6 審議
 - (1) 13 号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事
 - (2) 配水管小規模整備工事請負単価契約
 - (3) 東京スタジアム(30)改修工事
 - (4) 北多摩二号水再生センター水処理電気設備再構築工事
 - (5) 海のふるさと村取付道路改修工事
 - (6) 卯辰川復旧治山工事
- 7 談合情報処理に係る審査
- 8 閉会

令和元年度東京都入札監視委員会 第 1 回第一監視部会 出席者

部会構成員 (五十音順・敬称略)

部会長 工学院大学建築学部建築学科教授 遠藤和義

委員 弁護士 木下潮音

委員 弁護士 森岡誠

委員 弁護士 若林美奈子

都側職員

財務局 経理部長 初宿和夫

財務局 契約調整担当部長 新田見 慎一

財務局 経理部 契約調整担当課長 荒山英之

財務局 経理部 契約調整技術担当課長 岡村忠 祐

財務局 経理部 電子調達担当課長 武田秀章

財務局 経理部 契約第一課長 松 永 光 智

財務局 経理部 契約第二課長 飯田 栄司

財務局 経理部 検収課長 中 満 正 志

説明局

港湾局 港湾整備部 建築調整担当課長 千 明 広 幸

港湾局 港湾整備部 整備調整担当課長 杉 山 晃 一

港湾局 総務部 財務課長 湯 地 敏 史

水道局 経理部 契約課長	猪犭	守「	恒一	郎
水道局 給水部 配水課長	都	丸		敦
財務局 建築保全部 施設整備第一課長	越	智	英	明
財務局 建築保全部 施設整備第一課 統括課長代理	天	野	伸	哉
財務局 建築保全部 施設整備第一課 課長代理	齊	藤	拓	哉
下水道局 経理部 契約課長	浦	﨑	祥	子
下水道局 流域下水道本部 経理課長	堀	井	美	和
下水道局 流域下水道本部 設計課長	内	田	博	之
総務局 大島支庁 総務課長	秋	山	秀	樹
総務局 大島支庁 土木課長	岡	本	健	_
総務局 三宅支庁 総務課長	堀		康	宏
総務局 三宅支庁 産業課長	嶋	田	竜太	郎
総務局 総務部 企画計理課長	辻		正	隆

令和元年度 東京都入札監視委員会 第1回 第一監視部会 資料一覧

1	令和元	年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会定例審議対象事案の	(資料1)
	抽出に	ついて	
2	審議		
	議案1	(工事件名)	
		13 号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事	(議案1)
	議案2	(工事件名)	
		配水管小規模整備工事請負単価契約	(議案2)
	議案3	(工事件名)	
		東京スタジアム(30)改修工事	(議案3)
	議案4	(工事件名)	
		北多摩二号水再生センター水処理電気設備再構築工事	(議案4)
	議案 5	(工事件名)	
		海のふるさと村取付道路改修工事	(議案5)
	議案6	(工事件名)	
		卯辰川復旧治山工事	(議案6)

3 談合情報処理に係る審査

(議案7)

令和元年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

(1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第1号、東京都入札監視委員会運営要領第二

(2)審議対象事案 平成30年度の4月1日から6月30日までに契約した工事案件

(3)事案抽出方針 平成31年3月29日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり

ア 高額・高落札率事案

イ 1者入札事案

ウ 低入札価格調査事案

エ 同一事業者による長期継続受注事案

才 社会的注目事案

2 審議対象事案

上記1により、次の6事案を審議対象とする。

芸	案	3出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	契約 方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限価格 又は 調査基準価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	后	契約の相手方	一者中止再発注
	高額• 1 案	高落札率事	財務局	港湾局	29- 00860	一般競 争入札	建築工事	建築 工事	13号地新客船ふ頭ターミナル施 設(30)新築工事	平成30年6月27日	令和2年6月30日	事前	6,045,699	5,441,129	5,981,040	6,056,110	98.9	1	1 1	五洋·東亜建設共 同企業体	00
	a 高額• 案	高落札率事	水道局	水道局	29- 01362	随意契 約	土木工事	水道施 設工事	配水管小規模整備工事請負単 価契約	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事前	(非公表)		(非公表)			65 6	65	中村建設工業株式 会社ほか49者	0
	3 1者入	.札事案	財務局	財務局	29- 00842	一般競争入札	建築工事	建築 工事	東京スタジアム(30)改修工事	平成30年6月27日	令和元年6月14日	事後	1,630,022	1,467,020	1,583,280	1,454,781	97.1	3	1 1	西武•協栄建設共 同企業体	0
	4 1者入	.札事案	下水道 局	下水道局	29- 53003	希望制 指名競 争入札	設備工事	電気 工事	北多摩二号水再生センター水処理電気設備再構築工事	平成30年4月2日	令和元年5月10日	事後	839,959	755,963	826,200	827,960	98.3	4	5 1	メタウォーター株式 会社	
		事業者によ 月継続受注	総務局	総務局	30- 01035	希望制 指名競 争入札	土木工事	一般土 木工事	海のふるさと村取付道路改修工事	平成30年5月24日	平成30年8月31日	事後	37,400	33,648	36,936	37,249	98.7	6	6 6	大昌建設株式会社	
	同一事 6 る長期 事案	事業者によ 月継続受注	総務局	総務局	30- 01724	希望制 指名競 争入札	土木工事	一般土 木工事	卯辰川復旧治山工事	平成30年6月22日	平成30年12月14日	事後	34,049	30,225	33,970	33,933	99.7	3	5 1	三宅島建設工業株式会社	

3 談合情報処理に係る審査事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七
- (2)審査対象事案 平成30年度第一四半期に談合情報処理を行った事案

別記様式-2

東京都入札監視委員会定例審議 (議案)

開	催	日	令和元年6月20日(木)	議案番号	1				
所	管音	部 署	東京都港湾局						
施	工	業 種	建築工事						
件		名	13号地新客船ふ頭ターミナル施設(30) 新	新築工事					
場		所	東京都江東区青海二丁目地先						
概		要	別紙のとおり						
エ		期	契約確定の日から令和2年6月30日まで	契約確定の日から令和2年6月30日まで					
契	約	者	五洋・東亜建設共同企業体						
契	約 金	金額	契約時:5,981,040,000円 変更後:6,056,110,800円(第1回)						

契 約 方 式	一般競争入札
応募(希望)者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり(全1者)
入札参加(指名)者	別紙「入札経過調書」のとおり(全1者)
入札経過(結果)	別紙「入札経過調書」のとおり(全1者)
施工状況	施工中

(備 考)

○添付資料

1	工事概要	• • • P2
2	発注予定表及び入札説明書	• • • P3
3	一般競争入札参加資格確認申請書(落札者のみ)	· · · P14
4	一般競争入札参加資格確認委員会議案	· · · P30
5	一般競争入札参加資格確認結果通知書(落札者のみ)	• • • P34
6	入札経過調書	· · · P 38
7	工事請負契約書(表紙)	· · · P39
8	契約内容変更決定通知書等	· · · P40

「13号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事」の概要

本工事は、世界的なクルーズ人口の急増、客船の大型化を見据え、臨海副都心地域に世界最大の大型客船の発着・寄港に対応可能なターミナル施設 を建設するものである。

工事概要:

施設用途:客船ターミナル 構造規模:鉄骨造 4階建て

建築面積: 6,217.58㎡ 延べ面積:19,116.67㎡

工事場所:東京都江東区青海二丁目地先

期: 平成30年6月27日から平成32年6月30日 エ



案 内 図





イメージパース図(ゆりかもめ側から)



イメージパース図(連絡通路側から)

発注予定表

項目	項目內容						
契約番号	29-00860 (/ /						
業種	業種 0700:建築工事 0700:建产 0700:建築工事 0700:建築工事 0700:建築工事 0700:建築工事 0700:建築工事 0700:建築工事 0700:建築工 0700:建产 0700:建产 0700:建产 0700:建築工 0700:建築工 0700:建产 0700:E000:E000:E000:E000:E000:E000:E000						
件 名	【電子】13号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事						
股行場所	東京都江東区省海二丁目地先						
概要	新築工事 ターミナル施設 鉄骨造 地上4階建て 延床面積 19,116.67㎡ その他工事一式						
履行期間	契約確定の日から平成32年 6月30日まで						
契約方法	一般競争入札						
予定価格 (税込)	5,995,371,600						
発注等級	A'						
受付等級	Л, B, C, D, Ė, X, JV						
工事発注規模	woś						
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象						
入札脱明会 期催日時							
入札説明会 開催場所							
公報登載日	平成30年 2月16日						
開札予定日時	平成36年 4月 9日 .9時30分						
希望申請期間	平成30年 2月23日 9時00分から平成30年 3月 1日 16時00分まで						
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により申請すること。紙入札により参加を申請する場合は 財務局経理部契約第一課。						
希望申訥要件1	要件については添付ファイル「入札説明書」のとおり						
希望申請要件2	平成30年第二回都議会定例会付議案件						
希望申請要件3	WTO対象工事						
希望申請要件4	平成30年度予算が平成30年第一回東京都職会定例会で可決された後に本案件の開札を執行する。						
希望申請要件5							
希望申請要件6							
希望備考	別紙「発注予定表 希望備考」のとおり						
担当局部課	財務局経理部契約第一課						
担当者	建築担当 🔑						
連絡先	03-5388-2623 内線番号: 26-163						
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり						

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 種 建築工事
- (2) 工事件名 13 号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事
- (3) 工事場所 江東区青海二丁目地先
- (4) 工事概要

新築工事

ターミナル施設 鉄骨造 地上4階建て 延床面積 19,116.67 ㎡ その他工事一式

- (5) 工期 契約確定の日から平成32年6月30日まで
- (6) 予定価格 6,045,699,600 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) この予定価格は、『平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価』を適用したものであ る。
- (7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難く、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第7による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。
- (8) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。
- (9) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。
- (10) 本案件は、競争入札参加資格確認申請期間終了後、申請者が1者となった場合であっても、 以降の契約手続を続行する。
- (11) この工事は、契約締結後に施工方法等についてVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。
- (12) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (13) この工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)第8条に基づき、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結すると

きは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請 負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、3又は4により事前にこの入札に参加する資格があること の確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

(1) 単体企業による申込みの場合 次のアからオまでの全ての条件を満たすこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

また、入札書提出までの間にいずれかの事項に該当した場合は、入札参加資格を取り消す。

- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第154 3号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者
- (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又 は手形若しくは小切手が不渡りになったとき(以下「経営不振の状態」という。)等。た だし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
- (エ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者
- (オ) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)
- イ 平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種07の建築工事(以下「建築工事」という。)に登録されていること。
- ウ 次の全ての要件を満たす施工実績(平成20年3月1日から平成30年3月1日までの間に、 建築工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。) を有すること。
 - (7) 工事種別 新築又は改築
 - (イ) 構造種別 鉄骨造

- (ウ) 階数 3階建て以上
- (エ) 延床面積 13,400m以上
- エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、 申請日時点で有効なもの。)において、建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。
- オ 建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 建設共同企業体による申込みの場合

次のアからエまでの全ての条件を満たすこと。

- ア 2者又は3者による建設共同企業体であること。
- イ 建設共同企業体の出資割合について、次の(ア)及び(イ)の条件を満たすこと。
 - (ア) 1パーセント単位で設定し、出資割合の合計が100パーセントとなること。
 - (イ) 建設共同企業体の構成員の出資制合のうち、第1順位の構成員については、構成員中 - 最大であること。

また、構成順位が上位の者の出資割合が、構成順位が下位の者の出資割合を下回らないこと。

- ウ 建設共同企業体の構成員が、(1)ア(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。 また、建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に(1)ア(ア)から(オ)までのいずれ かの事項に該当した場合は、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。
- エ 建設共同企業体の構成員が、次の(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。 なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、 建設共同企業体の最下位の構成員になることができる。
 - (ア) (1) イの条件を満たすこと。
 - (イ) 建設共同企業体の第1順位の構成員が、次のaからcまでの要件を満たすこと。
 - a (1)ウの条件を満たすこと。
 - b (1)エの条件を満たすこと。
 - c (1) オの条件を満たすこと。
 - (ウ) 建設共同企業体の第2順位の構成員は、経営事項審査において、建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。
 - (エ) 建設共同企業体の第3順位の構成員は、経営事項審査において、建築一式の総合評定値が800点以上であること。
 - (オ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成

員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同 企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建 設共同企業体の構成員となることはできない。

(カ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

3 電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

- (1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 申請書を提出する際は、原則として次の必要書類をファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難い場合は、(3)イのとおり紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合は、指名停止等措置要綱別表 5 の虚偽記載に該当 し、指名停止措置等の対象となる。

ア 2(1) ウの施工実績又は2(2)エ(4) a の施工実績を確認できる書類

当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベース(以下「コリンズ」という。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。

コリンズに登録されていない場合は、その工事の契約書原本及び契約設計図書等を持 参して提示し、その写しを提出すること。

イ 建設共同企業体で申し込む場合は、建設共同企業体協定書、委任状及び建設工事共同 請負入札参加資格審査申込書を電子調達システムにより提出すること。

また、第1順位の構成員の平成29・30年度東京都受付票(以下「受付票」という。)に 代理人印又は使用印の欄がある場合は、委任状(復代理人用)又は使用印鑑届を作成し、 押印しておくこと。

なお、当該資料を画面印刷し押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認する際に提出すること。

- ウ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体として申し込む場合の第1順位の構成 員は、エの必要替類とは別に「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について (通知)」(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し
- エ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体の各構成員は、次の書類を提出すること。
 - (7) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し
 - (イ) 配置予定技術者については、次のとおりとする。
 - a 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写し を、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類を提出すること。
 - b 配置予定技術者については、本契約締結前まで変更することができる。ただし、 調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査時以降、変更す ることはできない。

なお、配置予定技術者の変更に当たっては、「工事希望票兼予定監理技術者等調 書」及びaの書類を提出すること。

- c 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。 なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。
- d 配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。
- e 本案件は、主任技術者の兼務をすることができる。主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印前の兼務申請書を申請書提出時に添付ファイルにより提出することとし、一般競争入札参加資格確認結果通知後から本契約締結前までの間においては次の工事主管部署における確認印押印済みの兼務申請書を郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により速やかに提出すること。

本案件の工事主管部署

港湾局港湾整備部施設建設課

新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎8階中央 03-5320-5640

(3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

- ア 申請書等は、平成30年2月23日(金)から同年3月1日(木)までの土曜日を除く毎日、 午前8時から午後9時まで(ただし、初日は午前9時から、また、最終日は午後4時まで)、電子調達システムにより受け付ける。
- イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に 準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。
 - (7) 期間 平成30年2月23日(金)から同年3月1日(木)まで(最終日は午後4時必着)
 - (4) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局経理部契約第一課 担 当 河野
 - (ウ) 必要皆類は、建設共同企業体として申し込む場合、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括で提出すること。
- ウ (2)アにおいて契約書原本及び契約設計図書等を提示し、その写しを提出する場合には、 次により行うこと。
 - (ア) 期間 平成30年2月27日(火)から同年3月1日(木)までの毎日、午後1時30分から 午後4時まで
 - (イ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務 局経理部契約第一課 担当 河野 電話 03-5388-2623(ダイヤルイン)
- (4) 委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。
 - ア 期間 公告の日から平成30年3月1日(木)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 場所 (3) ウ(イ) に同じ。
 - ウ イで配布するほか、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。
- (5) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加资格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付 記する。

4 紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) あらかじめ1(7)ただし書の承認を受け、この入札に紙入札により参加を申請する者は、 東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)を提出して、この 入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 申込書を提出する際は、3(2)の必要書類を提出し、又は提示しなければならない。
- (3) 申込む及び必要勘類(以下「申込む等」という。)は、次のとおり受け付ける。 なお、申込む等は持参すること。
 - ア 期間 3(3)ウ(ア)に同じ。
 - イ 場所 3(3)ウ(4)に同じ。
 - ウ その他 単体企業として申し込む場合は当該企業の受付票を必ず持参することとし、 建設共同企業体として申し込む場合は各構成員の受付票を必ず持参すること。

また、提出に当たっては、建設共同企業体として申し込む場合、第1順位の構成員が 全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

- (4) 申込書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。
 - ア 期間 3(4)アに同じ。
 - イ 場所 3(3)ウ(4)に同じ。
- (5) 建設共同企業体協定書、委任状、建設工事共同請負入札参加資格審査申込書及び工事希望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。
 - ア 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 都民広場地下 一般財団法人東京都弘済会用 紙販売所 電話 03-5381-6335(ダイヤルイン)
- イ 営業時間 休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (6) この入札に参加する資格の確認結果は、3(3)ウ(7)の期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付 記する。

5 契約条項等に関する事項

- (1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。
 - ア 期間 3(4)アに同じ。
 - イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。
- (2) 3(5)又は4(6)の通知によりこの入札に参加する資格があると確認された者については、通知の日から平成30年4月9日(月)までの間、図面及び仕様書を貸与する。ただし、 発注図書の公表を案件公表時から行っている案件については、案件公表時から貸与するものとする。

6 入札手続等

- (1) 電子調達システムによる入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、一般競争入札参 加資格確認結果通知日から平成30年4月6日(金)までの土曜日を除く毎日、午前8時から 午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。
- (2) 紙入札による入札の日時及び場所等
 - ア 持参日時 平成30年4月6日(金) 午後4時
 - イ 持参場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎4階北側 第2入札 室
 - ウ 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書の受領期限及び宛先
 - (7) 受領期限 平成30年4月6日(金) 必着
 - (イ) 宛先 3(3)イ(イ)に同じ。
- (3) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成30年4月9日(月) 午前9時30分
 - イ 場所 (2)イに同じ。
- (4) 入札に際しては、東京都が定めた[電子入札用]工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(昭和40年8月18日付40財経一発第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。
- (5) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札について不正の行為があったとき。
 - イ 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者の した入札
 - エ その他、入札心得に違反したとき。
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の

入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

- ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。
- イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものと されたとき。
- (9) 入札書には、自己の見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載する。 落札決定は、この金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。
- (10) 開札は、入札者を立ち会わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札 事務に関係のない東京都職員を立ち会わせる。
- (11) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結 前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合について は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を 締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。
 - イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第 2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、 契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。
 - ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものと されたとき。

なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる 者であっても、ア又はイの場合を除き、免除としない。

- (12) 平成30年度予算が平成30年第一回東京都議会定例会で可決された後に、本案件の開札 を執行する。
- (13) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が平成30年第二回東京都議会 定例会で可決された後に本契約を締結する。
- (14) 落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等措置要綱別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

(15) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。) 第44条第1項の規定により、契約金額が36億円未満の場合は40パーセント(3億6千万円 を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は10パーセントを支払う。

なお、規則第44条の3第1項の規定により、中間前金払を行う場合は、契約金額が36億円未満のときは20パーセント(1億8千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上のときは5パーセントを支払う。

(16) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、東京都入札監視委員会(連絡先:東京都財務局経理部総務課 電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

7 競争入札参加資格審査

(1) 平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、平成30年2月22日(木)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を提出し、申請書等又は申込書等の提出時までに審査を完了させ、平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

また、平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、 入札参加を希望する業種に格付されていない者については、平成30年2,月22日(木)までに 再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時までに当該業種に格付されなければな らない。

- (2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(平成29年3月31日付特 定調達第2509号)第1号及び第2号を参照のこと。
- (3) (1)の審査に関する問合せ先 東京都財務局経理部契約第一課資格審査担当 電話 03-5388-2622(ダイヤルイン)

8 その他

(1) 入札公告及びこの入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(2) この契約事務の担当部署 3(3)ウ(4)に同じ。

建築工事 /

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1回	人札経過調書	: ,		
-			公印照合	抑印	文書番号	29財経一第347		
					契約番号	29-00860		
					別札日時	平成30年04月0	9日 99時30分	
					阴札場所	第二人札室(和	宁第一本庁金北側4階)	
	,				予定価格 (税込)	6, 045, 699, 600	म	
					調査基準価格(税込)	5, 441, 129, 640	ш	
件名	13号地刻	客船が頭ター	-ミナル施設/	(30) 板築工	in .			
洛札者	五洋、東	100建設共同企	:菜休 `			落札	98. 9%	
住所	東京都文	京区後楽二丁	目2番8号	<u> </u>		企 額	5, 981, 040, 000円	
		入札者氏名			入札企	% 1	伽考	
177.71	- 東那建設共同	司企業体				5, 538, 0	oo, ooori	
						*		
,						,		
	,							
	i					<u></u>		
		,						
記事 限行場所 東京都江東区青海二丁目地先 工事概要 新築工事 ターミナル施設 鉄竹造 地上4階建て 延床面積 19,116.67㎡ その他工事一式								
	工 儿	买	の日から平成3	6,730 קיצו	# # °C		1	
		."	•					
							•	

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。 落札金額は、入札金額に 配職してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)。

契約内容変更決定通知書

30 財経一 第 3432 号 平成 年 月 日

港湾局長 殿 /

財務局長(公印省略)

件 名	13号地新客船ふ頭ター	ミナル施設(30)新築工事	1
履行場所	東京都江東区青海二丁目	目地先 /	
契約年月日	平成30年 6月27日	/ 文書番号	29-00860/
契約の相手方	五洋·東亜建設共同企業 代表者 五洋建設株式会社 /	挨体	
	既定	変更	増 △ 減
契 約 金 額	5, 981, 040, 000 円 (*5新別にほる消費根及び順刃消費限の額) 443, 040, 000 円	6, 056, 110, 800 円 (ээмэнсканфикультифича (448, 600, 800 円)	75, 070, 800 因 (ラも取引に係る初かはながい対象はのな 5, 560, 800 円)
	既 定	変	増 △ 減
履行期限	契約確定の日から 平成32年6月30日 まで		
	既定	変更	増 △ 減
前払金	598, 100, 000 _P		
	既 定	変更	増 △ 減
中間前払金	· 0 _B		,
備考			
	I		

契約内容の変更について

平成31年2月13日財 ※ 長

				別	伤 厄
件 名	13号地新客船	ふ頭ターミュ	ナル施設(30)新築工事		
履行場所	東京都江東区	青海二丁目均	也先		
種別	建築工事				
概要	新築工事・ ターミナル施設 鉄骨 その他工事一式	造 地上4階建て	延床面積 19,116.67㎡ •		
着手の時期	平成30年 6月]27日			
	平成32年6月3	 30日			
完成の時期		•			
	住 所	東京都文京	京区後楽二丁目2番8号		
契約の相手方	商号又は名称	五洋·東亞 代表者 五洋建設村	至建設共同企業体 株式会社		
	既	 定	変 更	ţ	増 △ 減
	5, 981, 04	40 000 m	6, 056, 110, 800 円		75, 070, 800 円
契約金額	/ うち取引に係る消費税及i		(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 448,600,800 円)	(うち取引に係	系る消費税及び地方消費税の額 5,560,800 円
前 払 金	598, 10	00, 000 円			
中間前払金		0 円			
支 払 限 度 額					
変更の理由	主な変更理由は国内需要の増大の要が生じたため。以上により、契禁	のため一部の [:]	部材の調達に時間を要することだ	が判明し、仕	上様を変更する必

別記様式-2

東京都入札監視委員会定例審議 (議案)

開	催	日	令和元年6月20日(木)	議案番号	2				
所	管音	『 署	東京都水道局						
施	工業	美 種	水道施設工事	道施設工事 等 級 D以上					
件		名	配水管小規模整備工事請負単価契約						
場		所	東京都23区内						
概		要	別紙のとおり						
エ		期	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで						
契	約	者	中村建設工業株式会社ほか49者						
契	約 金	金 額	契約時:単価のみ契約 変更後:労務単価改定に伴い単価を改定						

契 約 方 式	随意契約
応 募(希 望)者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり(全65者)
入札参加(指名)者	別紙「入札経過調書」のとおり(全65者)
入札経過(結果)	別紙「入札経過調書」のとおり(全65者)
施工状況	施工完了

(備考)

○添付資料

1 工事概要 · · · · P2

2 平成30年度(区部)工事請負単価契約について(資格要件等) ・・・P3

3 工事希望票兼予定監理技術者調書(中村建設工業株式会社のみ) ・・・P65

4 指名業者選定委員会議案 ・・・P125

5 指名通知書(中村建設工業株式会社のみ) ・・・P129

6 入札経過調書 ・・・P130

7 工事請負契約書 (表紙) ・・・ P 139

8 契約内容変更決定通知書等 ・・・ P142

配水管小規模整備工事請負単価契約

工事概要

水道局は、365日24時間いかなるときでも安定給水の確保が責務であり、水道施設の適正な維持管理に 努めなければならない。

小規模かつ突発的、多発的に発生する水道管路などの維持管理に対応するため、複数の単価契約を採用している。

配水管小規模整備工事は、配水管工事を主な対象として、複数事業者と契約し、年間を通じて早期着 手できる体制を確保している。

契約内容

契約金額 単価のみ契約

契 約 者 中村建設工業株式会社ほか49者

契約工期 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

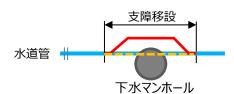
場 所東京都23区内

対象工事

施工場所、規模、工期(時期及び日数)、工事費が、あらかじめ定められていない工事に速やかに、柔軟かつ確実に対応できる単価契約を採用している。(他都市も同様)

【対象工事の例】

突発的に発生する他企業依頼工事 道路管理者から施工時期を定められたもの



【着手までのスケジュール】

通常の契約の工事では設計から着手まで、最低8か月程度かかるが、単価契約工事の場合、道路占用許可、道路使用許可がおりれば、速やかに着手可能である。

また、設計(図面作成)が必要であっても、積算作業、契約関係の手続きが必要ないため、3か月程度 で着手が可能である。

;	種別	作業項目	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	備考
		設計·積算	-		—								-0-15-66-1-5-46-1
総	価契約	公表·入札·契約				•—	-						設計積算から着手まで 最低8か月 必要
		着手準備						•—		—	着手		取图0077100安
	=n,=1,==	設計(図面作成)		•									設計(図面作成)から
単価契約		着手準備	***************************************	•	-	着手	積.	算作業、	契約関係	系の手続	き必要	なし 🖺	着手まで 3 か月で可能
关机	設計不要	着手準備	-	着手									着手まで1か月で可能

施工実績

	事業者数	年間件数
平成28年度	50者	1,736
平成29年度	50者	1,139
平成30年度	50者	2,003

【支障移設工事の例・・φ200の管を民地側へ移設】









既設管の配管状況

既設管撤去

新設管吊入れ

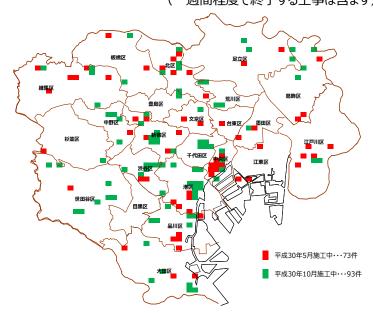
新設管の配管状況

複数事業者

- 給水区域内で、同時期に点在・偏在して発生する工事に速やかに対応するため、複数事業者数 を確保する必要がある。
- <u>資機材を常時保有し早期着手の体制が整っていることや、年間を通じて専任の技術者配置を要</u>件とし、施工能力を評価している。

【参考】平成30年5月と10月の施工現場

(一週間程度で終了する工事は含まず)



平成30年度(区部)工事請負単価契約について

【目次】

1	対象契約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р.	1
2	申込受付期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р.	2
3	申込みに必	要	な	資	格	要	件	等		•	•	•	•	•	р.	2
4	提出書類等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р.	3
5	注意事項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р.	8
6	問合计集														n	Q

- 〔別紙 1〕平成30年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格
- 〔別紙 2〕平成30年度(区部)工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数
- [別紙 3] 平成 30 年度水道局給·配水管工事請負単価契約調査表
- 〔別紙 4〕専任者写真台帳兼資格一覧及び専任者以外写真台帳兼資格一覧
- 〔別紙 5〕契約書、注文書、請書等の写しの例示
- 〔別紙 6〕提出書類のとじ方
- 〔別紙 7〕主な履行区域一覧
- 〔別紙 8〕 工事系システムの稼働条件
- [別紙 9]「緊急時の対応能力」について (キ-1,2,3,4)
- 〔資料 1〕技術力等審査方式について(キ-1,2,3,4)
- 〔資料 2〕各工事請負単価契約の評価内訳(キー1,2,3,4)

1 対象契約

整理番号	契 約 件 名								
	配水管小規模整備工事請負単価契約								
	〔工事概要〕								
	ア 道路工事調整上必要な工事								
キー1	イ 濁水・出水不良・漏水の予防等局事業運営上必要な工事								
	ウ 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事								
	工 空気弁耐震化 (取替) 工事								
	オ 計画的な配水調整作業に伴う保安設備工事								
	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約								
キ ー2	〔工事概要〕								
7(2	ア 配水小管を布設し、給水管を整備する工事等								
	イ 給水管の新設・改造・撤去における配水小管からの分岐配管工事等								
	小中口径メータ引換工事等請負単価契約								
	〔工事概要〕								
キ ー3	小中口径メータ(口径 13mm から 40mm まで)に関する次の工事								
1, 0	ア 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え								
	イ 使用開始に伴うメータ取付け、使用中止に伴うメータ取外し								
	ウ メータ位置変更工事、止水栓設置工事、隔測表示器関係工事								
	大口径メータ引換工事等請負単価契約								
	[工事概要]								
	①大口径メータ(口径 50mm から 300mm まで)に関する次の工事及びこれに伴う事前								
	調査、交渉、断水告知								
	ア 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え								
キー4	イ 使用開始に伴うメータ取付け								
	ウ 使用中止に伴うメータ取外し								
	②隔測表示器関係工事								
	ア 表示器、無線子機及びコードの設置、取替え、撤去、移設								
	イ 保護管埋設工事 								
	ウ 数値調整								
	工業用水道メータ引換工事等請負単価契約								
	[工事概要]								
	①工業用水道メータ(口径 25mm から 350mm まで)に関する次の工事及びこれに伴う								
	事前調査、交渉、断水告知並びに電子式メータによる自動検針に関する工事								
	ア 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え								
キー5	イ 使用開始に伴うメータ取付け								
	ウ 使用中止に伴うメータ取外し								
	②隔測表示器関係工事 まこのお客 取禁さ 増土 移乳								
	表示器及びコードの設置、取替え、撤去、移設								
	③配線工事								
	メータ又は表示器から端末用網制御装置までの配線の新設、補修、移設、撤去								

2 申込受付期間(全契約共通)

対象者	申込受付日	申込受付時間	申込先		
A	平成30年1月5日(金)	左然 1 味 20 八头 6	都庁第二本庁舎		
В	平成 30 年 1 月 9 日 (火)	午後 1 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	14 階北側		
С	平成 30 年 1月 10 日 (水)	一 一下後 4時 00 万まく	14A会議室		

対象者A: 会社名の読みがあ行又はか行から始まる方

対象者B: 会社名の読みが**さ行**又は**た行**から始まる方

対象者C: 会社名の読みがな行、は行、ま行、や行、ら行又はわ行から始まる方

[注意]

O 該当する受付日以外には原則として受付を行いませんので、注意してください。

- 会社名には、「株式会社」、「有限会社」等、会社の種類を表す名称は含めません。
- 〇 受付開始前の開場はできかねます。
- 例年、受付開始直後に非常に混雑いたします。来庁時間の分散にご協力お願いします。

3 申込みに必要な資格要件等

$(1) + -1 \sim 4$

別紙1「平成30年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおり。

- 平成30年度は、「技術力等審査方式」による見積合せを行います。詳細は、**資料1「技術力 等審査方式について」**及び**資料2「各工事請負単価契約の評価内訳」**を参照してください。
- 契約履行に当たっての帳票等の作成はパソコンで行っていただきますので、パソコン等の機器が必要です。パソコンの動作環境については、**別紙8「工事系システムの稼働条件」**を参照してください。

(2) + -5

別紙1「平成30年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおり。

- 平成30年度は、「希望制指名競争見積合せ」を行います。
- 契約履行に当たっての帳票等の作成はパソコンで行っていただきますので、パソコン等の機器が必要です。パソコンの動作環境については、**別紙8「工事系システムの稼働条件」**を参照してください。

4 提出書類等

(1) 受付時に提示していただくもの

「平成 29・30 年度東京都受付票」(原本)

- 実印の押印があり、かつ裏面に実印の印鑑登録証明書が貼り付けてあるもの。
- 代理人印又は使用印の欄がある場合は、代理人印又は使用印の押印があること。

(2) とじ込んで提出していただくもの

- 〇 (3) 及び(4) のうち、各申込契約に該当する書類を \underline{n} 本としてまとめて1部提出してください。
 - ⇒ 複数の契約を申し込む場合でも、書類を1部にまとめてください。
- 原本とは別に、<u>副本として</u>次の書類を申込契約ごとに1部ずつ提出してください。
 - ① (3)アの「工事希望票兼予定監理技術者等調書」の写し
 - ② (3) イの別紙3-1/8「平成30年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表」の写し
 - ③ (3) カの別紙9「「緊急時の対応能力」について」(原本)
 - ④ (3)キの別紙4-1/8~6/8「専任者写真台帳兼資格一覧」
 - ⇒ 副本については、カラーコピーでも構いません。ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限ります。
 - ⑤ (3) クの別紙4-7/8~8/8「専任者以外写真台帳兼資格一覧」
 - ⇒ 副本については、カラーコピーでも構いません。ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限ります。
- 各書類のとじ方の詳細は、**別紙6「提出書類のとじ方」**を参照してください。
- (3)提出書類(調査表、参加資格証明書類、写真台帳等)

[注意]

調査表、写真台帳等の提出書類は、必ず平成30年度版の様式で作成してください。

- ア 「工事希望票兼予定監理技術者等調書」(原本)(全契約共通)
 - (一財)東京都弘済会で販売している東京都の様式を使用してください。
 - 配置予定技術者欄の記入は不要です。

イ 別紙3「平成30年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表」(原本)(全契約共通)

- 〇 「希望履行区域」はキー1、2は第三希望まで、キー3は第一希望を必ず記入してください。ただし、希望する履行区域に配置できない場合もありますので、あらかじめ了承の上、申込みください。
- 「常用雇用者(資格者以外)」は、申込みをする工事に従事する方全員を記入してください。
- 別紙3-2/8の記入例~別紙3-4/8の記入例をよく読んで記入してください。

ウ 「東京都指定給水装置工事事業者証」の写し(全契約共通)

- 〇 キー3~5においては、平成30年4月1日時点で東京都又は他の水道事業者の指定を受けてから引き続き2年以上を経過していることが必要です。東京都の指定を受けてから2年に満たない場合は、他都市の「指定給水装置工事事業者証」の写しも併せて添付してください。
- エ 「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」の写し(全契約共通)

オ 「経営事項審査結果通知書」の写し(全契約共通)

- 申込締切日時点において有効なもの(審査基準日が平成28年9月2日以降のもの)。
- 複数ある場合は、審査基準日が直近のもの。
- 申請中で、有効な通知書が手元にない場合は、申込時に申請書の写しを提出し、更新処理 後に改めて提出してください。

カ 別紙9「「緊急時の対応能力」について」 $(キ-1\sim4\, のみ)$

- 申込契約ごとに用紙が異なりますので、注意してください。
- 内容を記入後、原本とは別に契約ごとに提出する書類(副本)の中にとじてください。

キ 別紙4-1/8~6/8「専任者写真台帳兼資格一覧」

- 申込契約ごとに用紙が異なりますので、注意してください。
- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者の写真(3か月以内に撮影したカラー写真等)を貼り付けてください。

ク 別紙4-7/8~8/8「専任者以外写真台帳兼資格一覧」(全契約共通)

- 専任者以外の資格者を全て記入してください。
- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者の写真(3か月以内に撮影したカラー写真等)を貼り付けてください。

ケ 工事実績等を確認できる契約書、注文書、請書等の写し

○ 詳細は、**別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」**を参照してください。

(4) 提出書類(配置予定技術者の雇用及び資格を証明する書類)

【雇用確認の書類】

- ① 健康保険被保険者証の写し
 - ⇒ 健康保険被保険者証で雇用の証明ができない場合は、次のいずれかの書類の写し
- ② 国民健康保険被保険者証(会社名の記載がないものは不可)
- ③ 登記事項証明書の役員名簿欄(発行後3か月以内のもの。会社役員等の場合)
- ④ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書
- ⑤ 雇用保険被保険者資格等確認通知書(被保険者通知用)

これらいずれの書類でも配置予定技術者の常用雇用の証明ができない場合は、あらかじめ当局(6 問合せ先参照)に問い合わせてください。

- 会社名と個人名が併記され、資格者の常用雇用が確認できるものである必要があります。
- 年度の途中で、賃金台帳等により雇用状況を確認する場合があります。

〔注意〕

雇用及び資格を証明する書類は、全てカラーコピーで提出してください。

ア 現場代理人として提出する書類

雇用確認の書類(申込締切日時点で常用雇用されていること。)

イ 主任技術者として提出する書類

次の(ア)及び(イ)~(エ)のいずれかを提出してください。

- (ア) 雇用確認の書類(申込締切日時点で雇用期間が3か月以上あること。)
- (イ)「監理技術者資格証」(表・裏)及び「監理技術者講習修了証」の写し
 - ⇒ 「**監理技術者講習修了証」**は、過去5年以内に修了したものに限ります。 ただし、平成28年6月1日以降に講習を修了した監理技術者については、監理技術 者講習修了証の写しは不要です。
- (ウ) 建設業法第27条に定める技術検定等の合格証明書の写し
 - a +-1, 2

「技術士(上下水道等)」、「土木施工管理技士(1、2級)」

b $+-3 \sim 5$

「技術士(上下水道等)」、「管工事施工管理技士(1、2級)」、「給水装置工事主任技 術者」

- ⇒ 給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で資格取 得後1年以上の実務経験を有している必要があります。
- (エ) 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する主任技術者の経歴書
 - ⇒ 経歴書の様式は、「水道工事用書類・様式の記載例集」(平成 25 年 5 月、東京都水道局)等を参考にしてください。

なお、職歴欄には、実務経験を確認できる具体的な工事名等も記載してください。

- ウ 配水管エとして提出する書類
- (ア) 雇用確認の書類(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「配水管技能者登録証」の写し
 - a キー1、専任者以外(キー1、キー2、キー4)

(公社) 日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証 (大口径)」の写し

⇒ 配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録 証の発行を受けている必要があります。

なお、申込締切日時点で大口径実技講習会を受講できていない方は、**受講申込書 又は受講決定通知書の写し**を「配水管技能者登録証(**大口径**)」の写しとともに添付してください。

- b +-2, +-4
 - a 又は(公社)日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証(一般・耐震)」の写
- (ウ) **スーパー配管エとして提出する書類** (スーパー配管工として配置する場合のみ)
 - a 第1回から第7回までのスーパー配管工認定者

「スーパー配管工加点期間更新認定証」の写し

- ⇒ 「**スーパー配管工認定証」の写し**は不要です。
- b 第8回から第12回までのスーパー配管工認定者 「スーパー配管工認定証」の写し
- エ 給水装置工事主任技術者として提出する書類
 - (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
 - (イ)「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写し
 - ⇒ 給水装置工事主任技術者試験の合格者に送付される合格証書は、給水装置工事主任技 術者として提出する書類としては認めませんので、注意してください。
- オ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者として提出する書類(キー1、2)
 - (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
 - (イ)「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」又は「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」の写し
- カ 貯水槽清掃作業監督者として提出する書類(キー1、2)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写し
- キ 配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者として提出する書類(キー1、2) 次の(ア)及び(イ)~(カ)のいずれかを提出してください。
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)(公財)給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者講習会修了証書」又は「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」の写し
- (ウ)(公財)給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者検定会合格証書」又は「給水装置工事配管技能者検定会合格者証」の写し
- (エ)(公財)給水工事技術振興財団給水装置工事配管技能者認定協議会が発行する「給水装置 工事配管技能者認定証」の写し

- (オ)(公財)給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者証」の写し
- (カ) 当局が発行する「分岐穿孔実務経験者確認証」の写し
- ク 石綿作業主任者として提出する書類 (キー1、2)
- (ア) 雇用確認の書類(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「石綿作業主任者技能講習修了証」又は「特定化学物質等作業主任者技能講習修了証」(平成 18 年 3 月まで) **の写し**
- ケ 管工事施工管理技士として提出する書類(キー3、4)
- (ア) 雇用確認の書類(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「管工事施工管理技士(1、2級)技術検定合格証明書」の写し
- □ 配管技能士として提出する書類 (キー3、4)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「配管技能士(1、2、3級)技能検定合格証書」の写し
- サ 第二種電気工事士として提出する書類 (キー5)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「第二種電気工事士免状」の写し

5 注意事項

(1) キー1及びキー2の現場代理人、主任技術者及び配水管工には、営業所の専任技術者は配置できません。

また、キ $-1\sim5$ の各資格者には、他の公共工事等に専任されている資格者は配置できません。 同様に、キ $-1\sim5$ の各資格者は、契約期間内に他の公共工事等に専任で配置することはできませんので、注意してください。

- (2) 現場代理人、主任技術者(専任者)、配水管工(専任者)及び第二種電気工事士(専任者)は、申込以外の工事請負単価契約において資格者として配置することはできません。ただし、専任者以外で申し込んだ主任技術者、配水管工、第二種電気工事士は、水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事・漏水修理工事)、キー1~5の範囲内で兼務することができます。
- (3) 契約後、資格者に変更が生じ、契約ごとの施工体制評価点が下がる場合には、申込時点の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、当該契約において新たな発注は行いません。 また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がありますので、注意してください。
- (4) 登録した資格者に対しては、工事請負単価契約専用の腕章等の着用を義務付けます。
- (5) 工事現場ごとに必要な資格者は、常駐を義務付けます。
- (6)「関係する会社」に該当する会社同士で同一の契約に申込みをすることはできません。「関係する会社」の詳細は、東京都電子調達システムの"資格審査申請の手引"に掲載されている「平成29・30年度 東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引」全項《「関係する会社」の基準について》(P.22~)をご覧ください。
- (7) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368号)第3 条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中は、申込みができません。
- (8) 都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の効力停止期間が平成30年4月1日以降にある場合は、申込みができません。
- (9) 契約後、都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の取消処分を受けた場合は、契約を解除します。

また、指定の効力停止処分を受けた期間は、新たな発注を行わないことに加え、単価契約工事の 施工をすることができません。

- (10) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。
- (11) キー1及びキー2については、契約後速やかに契約ごとで工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、工事実績情報の受注登録が必要になります。

6 問合せ先

(1) 工事内容又は提出書類に関する問合せ先

+-1	配水管小規模整備工事	給水部 配水課 施設管理担当 都庁第二本庁舎 15 階中央 03-5320-6467
+-2	給水管整備及び取り出し工事	給水部 給水課 漏水防止担当 都庁第二本庁舎 15 階南側 03-5320-6477
+-3	小中口径メータ引換工事	給水部 給水課 給水装置担当 都庁第二本庁舎 15 階南側 03-5320-6431
+-4	大口径メータ引換工事	給水部 給水課 量水器担当
キー5	工業用水道メータ引換工事	都庁第二本庁舎 15 階南側 03-5320-6387

[※] 各担当部署にて、平成 29 年度工事請負単価契約特記仕様書及び請負単価表の閲覧ができます。

(2)契約に関する問合せ先

経理部 契約課 工事契約担当 都庁第二本庁舎 16 階南側 03-5320-6403

平成 30 年度(区部) 工事請負単価契約の見積合せ参加資格

契約工事名	キー1 配水管小規模整備工事	キー2 給水管整備及び取り出し工事	キー3 小中口径メータ引換工事							
契約方式	技	術 力 等 審 査 方 式								
東京都	業種 [04 水道施設工事] の有資格者でDランク以上であること。	業種 [04 水道施設工事] の有資格者でEランク以上であること。	業種 [09 給排水衛生工事] の有資格者であること。							
果	平成29・30年度の東京都受付票を提示すること。									
及	資格申請時の「関係する会社」に該当する会社が同一の契約に申込みをしていないこ。	と。								
八化多加貝恰	東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368	号) 第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。								
建設業の許可	水道施設工事業の許可を受けていること。		管工事業の許可を受けていること。							
経営事項	水道施設工事業又は土木工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこ。	և	管工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状							
性百事位	態にないこと。									
指定事業者	東京都指定給水装置工事事業者の指定を受けており、かつ都指定給水装置工事事業者の									
111/2 7 / / / /	なお、キー3は、これに加えて、東京都又は他の水道事業者の指定を受けた日から引き続き2年以上経過していること(平成28年4月1日以前から引き続いて指定を受けていること。)。									
	業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。また、速やかに業績		業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。							
業務体制	建設副産物(建設発生土及び建設廃棄物)については、「東京都建設リサイクルガイドライン」に沿って適正に処理できること。									
7K-177 [11-1]	工事系システムを導入していることから、入力帳票等の作成はパソコンで処理する必要		牛」のとおり動作環境を整備すること。							
	契約履行開始時までに、パソコンによる電子メールを利用できる環境を整備すること。									
	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上		① 現場代理人 1名							
	③ 配水管工 1名以上		②'主任技術者 1名以上							
	キー1:(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする									
	ただし、配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、大口を表していた。	— — — · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	キー2:(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径又は一般・耐震)され		O W 1/4 = 7 = 7 × 1/4 × 4 × 4 × 10 1 1							
	④ 給水装置工事主任技術者 1名以上 ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業 3 (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		④ 給水装置工事主任技術者 1名以上							
		線作業主任者 1名以上								
	注1 各資格者については、本契約申込締切日(平成30年1月10日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。									
 必要資格者数等	注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注3 資格者は、1契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。									
20女員怕有 数寸	任3 賃給有は、1 美利の中で同一人物が兼務することは認められる。たたし、美利ことに施工体制が確保できる人数を配直しなりればならない。 注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。									
	注									
	任者以外(③は(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている									
	注6 ④⑤⑥⑦⑧は、複数の契約に申込みする場合でも、1名以上常用雇用していれば									
	資格者は必要の都度、現場に配置させること。									
	注7 ②②'の主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者とする。ただし、②'の主任技術者を給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で									
	験を有すること。									
	注8 水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)、水道緊急工事請負単価契約(漏水係	修理工事)、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請	負単価契約、小中口径メータ引換工事等請負単価契約、							
	大口径メータ引換工事等請負単価契約又は工業用水道メータ引換工事等請負単価契	契約に配置する専任者以外の資格者は、これらの契約間においてのみ兼務可能と	する。							
L		The state of the s								

キー1 配水管小規模整備工事	キー2 給水管整備及び取り出し工事	キー3 小中口径メータ引換工事
水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次のエ	工事実績を有すること。	
次の①、②、③、④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当すること。	次の①、②、③のいずれかに該当し、かつ④に該当すること。	特になし。
① 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかに、配水管小規模整備工事請負単価	① 平成27年度から平成29年度までのいずれかに、給水管整備及び取り出し工	
契約を契約していること。	事請負単価契約を契約していること。	
で、当局配水管の管切断を行い、管布設を伴うEランク以上の総価契約案件工事(水		
	v	
	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次の工 次の①、②、③、④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当すること。 ① 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかに、配水管小規模整備工事請負単価 契約を契約していること。 ② 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかに、水道緊急工事請負単価契約(維 持補修工事)を契約していること。 ③ 平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間継続して、水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事)又は給水管整備及び取り出し工事請負単価契約を契約している者 で、当局配水管の管切断を行い、管布設を伴うEランク以上の総価契約案件工事(水 道施設案件工事)を平成 27 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日ま でに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次の工事実績を有すること。 次の①、②、③、④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当すること。 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかに、配水管小規模整備工事請負単価契約 (維 契約を契約していること。 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかに、水道緊急工事請負単価契約 (維 持補修工事)を契約していること。 平成 27 年度から平成 29 年度までののですれかに、水道緊急工事請負単価契約 (維 持補修工事)を契約していること。 平成 27 年度から平成 29 年度までの3 年間継続して、水道緊急工事請負単価契約 (維 持補修工事)を契約していること。 平成 27 年度から平成 29 年度までの3 年間継続して、水道緊急工事請負単価契約 (維 持補修工事)を契約している者で、当局配水管の管切断を行い、管布設を伴うをランク以上の総価契約案件工事(水 道施設案件工事)を平成 27 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。 ① Dランク以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事(水 道施設案件工事)を平成 27 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事実績が 2 件以上あること。でに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。でに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。でに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。かれと正規を作工事)を平成 27 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。なり上の総価契約案件工事(水 道施設案件工事)を平成 27 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。たでし、大道施設案件工事)を平成 27 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。なり上の総価契約案件工事を中間が 2 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された工事実績が 1 件以上あること。なり上の総価契約案件工事を対象を伴うをうめの対象件工事を対象を伴うを可能を伴うを可能を作うをうめらの分岐穿孔及び配管工事の実績があること。ただし、下請負に表すを対象の対域を対象の対域を対する場が 2 年 4 月 1 日から申込締切日までに完工している、ステンレス鋼管に表すを対象の対域を対すを対する場が 2 年 4 月 1 日から申込締切日までに完工すると、では、2 年 4 月 1 日から申込締切日までに完工すると、では、2 年 4 月 1 日から申込締切日までに完工すると、では、2 年 4 月 1 日から申込締切日までに完工すると、2 第 2 年 4 月 1 日から申込締切日までに完工すると、2 第 2 年 4 月 1 日から申込締切日までに完工すると、2 年 4 月 1 日がら中がとがでが、2 年 4 月 1 日がら申込締切日までに完工すると、2 年 4 月 1 日がら申込締切日までに完工している。 2 年 4 月 1 日がら申込締切日までに完工している。 2 年 4 月 1 日がら中がとがでが、2 年 4 月 1 日がら中がよりによるを対象がでは、2 年 4 月 1 日がら中がとがでは、2 年 4 月 1 日がら中がとがでが、2 年 4 月 1 日がらのがよりによるを対象がでは、2 年 4 月 1 日がらのがよりによるでは、4 年 4 年 4 年 4 年 4 月 4 年 4 月 4 日がよりによるでは、4 年 4 年 4 月 4 年 4 年 4 月 4 日がらのうながでが、4 年 4 月 4 年 4 年 4 月 4 年 4 月 4 年 4 年 4 月 4 年 4 年

平成 30 年度(区部) 工事請負単価契約の見積合せ参加資格

契約工事名	キー4 大口径メータ引換工事	キー5 工業用水道メータ引換工事								
契約方式	技 術 力 等 審 査 方 式	希 望 制 指 名 競 争 見 積 合 せ								
	業種 [09 給排水衛生工事] の有資格者であること。									
東京都水道局	$+$ 十 μ									
建設工事等競争 入札参加資格	資格申請時の「関係する会社」に該当する会社が同一の契約に申込みをしていないこと。									
	東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368号)第3条第1項	夏又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。								
建設業の許可	管工事業の許可を受けていること。									
経営事項	管工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。									
指定事業者	東京都指定給水装置工事事業者としての指定を受けており、かつ都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の効力停止期間が平成30年4月1日以降にないこと。 加えて、東京都又は他の水道事業者の指定を受けた日から引き続き2年以上経過していること(平成28年4月1日以前から引き続いて指定を受けていること。)。									
	業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。									
業務体制	建設副産物(建設発生土及び建設廃棄物)については、「東京都建設リサイクルガイドライン」に沿って通	近正に処理できること。								
来伤仰削	工事系システムを導入していることから、入力帳票等の作成はパソコンで処理する必要がある。そのた	め、契約履行開始時までに、別紙8「工事系システムの稼働条件」のとおり動作環境を整備すること。								
	契約履行開始時までに、パソコンによる電子メールを利用できる環境を整備すること。									
	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③ 給水装置工事主任技術者 1名以上	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③ 給水装置工事主任技術者 1名以上 ④ 第二種電気工事士 1名以上								
必要資格者数等	注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注3 資格者は、1契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。 注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者と兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。 注5 ②④は、契約ごとに1名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。 注6 ③は、複数の契約に申込みする場合でも、1名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。 注7 ②の主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又は小に該当する者とする。ただし、給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。 注8 水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)、水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、小中口径メータ引換工事等									
契約工事名	請負単価契約、大口径メータ引換工事等請負単価契約又は工業用水道メータ引換工事等請負単価契 キー4 大口径メータ引換工事	キー5 工業用水道メータ引換工事								
	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次の工事実績を有する	こと。								
工事実績及び 技術力に関する 資格要件	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 平成27年度から平成29年度までのいずれかに、大口径メータ引換工事等請負単価契約を契約していること。 ② 当局給・配水管(口径75mm以上)の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事(水道施設案件工事)を平成27年4月1日以降施工しており、平成29年12月31日までに成績評定が通知された工事実績が1件以上あること。 なお、工事実績を下請負工事で申請する場合は、一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の一時下請負を証明するものの提出を必要とする。また、下請負工事2件を1件の工事実績としてカウントする。	いること。 ② 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかに、工業用水道メータ引換工事等請負単価契約を契約していること。 ③ 当局給・配水管(口径 75mm 以上)の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事(水道施設案件工事)を平成 27 年 4 月 1 日以降施工しており、平成 29 年 12 月 31 日までに成績評定が通知された								

受付期間 平成30年1月5日(金)、1月9日(火)、1月10日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで

平成30年度(区部)工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数

整 理 番 号	業種	契約件名	履行区域	工事概要	契約期間	予定受注者数	申込先	備考
キ −1	水道施設工事	配水管小規模 整備工事 請負単価契約	東京都 2 3 区内	ア 道路工事調整上必要な工事 イ 濁水・出水不良・漏水の予防等局事業運営上必要な工事 ウ 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事 エ 空気弁耐震化(取替)工事 オ 計画的な配水調整作業に伴う保安設備工事	平成30年4月 1日 から 平成31年3月31日 まで	5 0 者		・資格要件を満たさない方の申込みはできません。
‡-2	水道施設 工 事	給水管整備及び 取り出し工事 請負単価契約	東京都 2 3 区内	ア 配水小管を布設し、給水管を整備する工事等 イ 給水管の新設・改造・撤去における配水小管からの 分岐配管工事等	平成30年4月 1日 から 平成31年3月31日 まで	100者	14階北側 14A会議室	・申込み後に資格要件を満たさないことが判明した場合、申込みは無効となります。 ・申込みに必要な資格要件については、別紙1「平成30年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおりで
+-3	給 排 水 衛生工事	小中口径メータ 引換工事等 請負単価契約	東京都 23区内	小中口径メータ(口径13mmから40mmまで)に関する次の工事 ア 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え イ 使用開始に伴うメータ取付け、使用中止に伴うメータ 取外し ウ メータ位置変更工事、止水栓設置工事、 隔測表示器関係工事	平成30年4月 1日 から 平成31年3月31日 まで	120者		す。

[※] 本予定表の内容に変更が生じる場合もあります。

受付期間 平成30年1月5日(金)、1月9日(火)、1月10日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで

平成30年度(区部)工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数

整 理	業種	契 約 件 名	履行区域	工 事 概 要	契 約 期 間	予定受注者数	申込先	備考
キー 4	給 排 水 衛生工事	大口径メータ 引換工事等 請負単価契約	東京都 23区内	①大口径メータ(口径50mmから300mmまで)に関する次の工事及びこれに伴う事前調査、交渉、断水告知ア 有効期限満了及び異状に伴うメータの引換えイ 使用開始に伴うメータの取付けウ 使用中止に伴うメータの取外し ②隔測表示器関係工事ア 表示器、無線子機及びコードの設置、取替え、撤去、移設イ 保護管理設工事ウ 数値調整	平成30年4月 1日 から 平成31年3月31日 まで	5 者	都庁第二	・資格要件を満たさない方の 申込みはできません。 ・申込み後に資格要件を満た さないことが判明した場合、
キー 5	給 排 水 衛生工事	工業用水道メータ 引換工事等 請負単価契約	台墨江北荒板練足葛江東田東区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区	①工業用水道メータ(口径25mmから350mmまで)に関する次の工事及びこれに伴う事前調査、交渉、断水告知並びに電子式メータによる自動検針に関する工事ア 有効期限満了及び異状に伴うメータの引換えイ 使用開始に伴うメータの取付けウ 使用中止に伴うメータの取外し ②隔測表示器関係工事表示器及びコードの設置、取替え、撤去、移設 ③配線工事メータ又は表示器から端末用網制御装置までの配線の新設、補修、移設、撤去	平成30年4月 1日 から 平成31年3月31日 まで	1 者		申込みは無効となります。 ・申込みに必要な資格要件については別紙1「平成30年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおりです。

[※] 本予定表の内容に変更が生じる場合もあります。

平成30年度水道局給 · 配水管工事請負単価契約調査表

※原本1部を作成の上、写しを申込契約数だけ作成し、原本は工事希望票などと共につづり込みます。

申し込む契約の整理番号を全て〇で囲み、希望履行区域(支所単位)を記入してください。 ※南部支所を希望する場合は、課まで記入のこと。

整理番号	契約件名		希望履行区域	
定 性留力	关剂作名	第一	第二	第三
‡ -1)	配水管小規模整備工事	支所	支所	支所
‡ - 2	給水管整備及び取り出し工事	支所	支所	支所
# - 3	小中口径メータ引換工事	支所		
‡-4	大口径メータ引換工事			
‡ - 5	工業用水道メータ引換工事			

※履行区域については、別紙7「主な履行区域一覧」を参照してください。 なお、希望履行区域はキ-1、キ-2は第三希望まで、キ-3は第一希望を記入してください。

ぁ り が な 商号又は名称		
s り が な 代 表 者 名		印
所 在 地	〒	
電話・面積	電話 事務所面積	m^2
資 材 置 場	所在地	
所在地・面積	置場	m^2
建設業許可	知事・大臣 (一) 第 号	
建設業許可	許可業種(○で囲む。) 土 と ほ 水 管 その他()
資 本 金	千円 創業年月 明治・大正・昭和・平成 年 月 従業員	名
松克公人壮男工声声光本	東京都の指定指定番号第号(指定日平成年月	日)
指定給水装置工事事業者	他の水道事業者の指定 指定番号 第 号(指定日 昭和・平成 年	月 日)
東京都建設工事等	受付番号 第 号	
競争入札参加資格	業種及び格付順位 04[水道施設工事] - ※09[給排水衛生工事]	_
ふ り が な 記入担当者名	連絡先 ()	

%09[給排水衛生工事]欄は、キ-3、キ-4又はキ-5を希望する方のみ記入してください。

※代理人印又は使用印を届けている場合、(印)の部分には、代理人印又は使用印を必ず使用してください。

※水道局使用欄	受付欄	施設管理欄	漏水防止欄	給水装置欄	量水器欄

申込みがない場合は、 ×を記入する。

キ-1、2 専任者(現場代理人、主任技術者、配水管工)配置予定及び資格一覧

1. 申込契約別に記入すること。 2. 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第8回から第12回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第7回までのスーパー配管工認定者のうち加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。 5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約		配置予定者	現場代理人	主任技術者	配水管工	給水装置 工事主任 技術者	酸素欠乏· 硫化水素 危険作業 主任者	貯水槽 清掃作業 監督者	配水管から の分岐穿孔 及び 配管工事に 従事する者	石綿作業主任者
	1	フリガナ 氏 名	\bigcirc							
	2	フリガナ 氏 名								
	3	フリガナ 氏名								
	4	フリガナ								
	5	氏 名 フリガナ								
キ 1		氏 名 フリガナ								
	6	氏 名 フリガナ								
	7	氏名 フリガナ								
	8	氏名 フリガナ								
	9	氏 名								
	10	フリガナ 氏 名								
	1	フリガナ 氏 名	\circ							
	2	フリガナ								
	3	フリガナ								
	4	氏名								
	5	氏名								
キ 1 2		氏名								
	6	氏 名 フリガナ								
	7	氏名 フリガナ								
	8									
	9	氏 名								
	10	フリガナ 氏 名								

キ-3 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧

1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 ○級管工事施工管理技士→「○級管工事」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約			配置予定者	現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)
	1	フリガナ 氏 名		\bigcirc				
キー	2	フリガナ 氏 名						
3	3	フリガナ 氏 名						
	4	フリガナ 氏 名						

キ-4 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧

1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 ○級管工事施工管理技士→「○級管工事」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約					配置予定者		現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	配水管工
	1	フリガナ 氏 名			\bigcirc							
+	2	フリガナ 氏 名										
4	3	フリガナ 氏 名										
	4	フリガナ 氏 名										

キ-5 専任者(現場代理人、主任技術者、第二種電気工事士)配置予定及び資格一覧

1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 ○級管工事施工管理技士→「○級管工事」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約			配置予定者	現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	第二種 電気工事士
	1	フリガナ 氏 名		\bigcirc			
キー	2	フリガナ 氏 名					
5	3	フリガナ 氏 名					
	4	フリガナ 氏 名					

キー1、2、3、4、5 専任者以外配置予定及び資格一覧

1. 専任者として配置していない資格者を記入すること。 2. 主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入すること。 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第8回から第12回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第7回までのスーパー配管工認定者のうち加点期間更新者として認められた配水管工は「S」と記入すること。 5. 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されているものに限る。 6. 専任者以外写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

				‡ −1,2	₹-1,2,4	≠-1~5		+-	1,2		+-	-3,4	キ-5
申込契約			配置予定者	主任技術者(※評価点対象外)	(※+-1、2は +-4は 評価点対象 外、 配水管工	主任技術者	危険作業主任者酸素欠乏・硫化水素	貯水槽清掃作業	従事する者 穿孔及び配管工事に 配水管からの分岐	石綿作業主任者	(1、2級)管工事施工管理技士	(1、2、3級)配管技能士	第二種電気工事士
П		フリガナ											
	1	氏 名											
	2	フリガナ											
		氏 名											
	3	フリガナ 氏 名											
		スリガナ											
	4	氏 名											
		フリガナ											
	5	氏 名											
		フリガナ											
	6	氏 名											
共		フリガナ											
	7	氏 名											
	8	フリガナ											
	Щ	氏 名											
325	9	フリガナ 氏 名											
通		フリガナ											
	10	氏 名											
		フリガナ											
	11	氏 名											
		フリガナ											
	12	氏 名											
	13	フリガナ											
	19	氏 名											
	14	フリガナ											
		氏 名											
	15	フリガナ 氏 名											
Ш		八石											

	常用雇用者(資格者以外)												
	フ リ ガ ナ 氏 名		勤務 年数	勤務 フリガナ 動程 年数 氏 名		勤務 年数		フ リ 氏	ガ ナ 名	勤務 年数			
1			年	5			年	9			年		
2			年	6			年	10			年		
3			年	7			年	11			年		
4			年	8			年	12			年		
									その他		人		

	工事系システムの動作環境について※	チェック欄
1	既に整備済み	
2	契約履行開始時までに整備する	

[※]詳細は、別紙8「工事系システムの稼働条件」を参照してください。

	パソコンによる電子メールが利用できる環境について	チェック欄
1	既に整備済み	
2	契約履行開始時までに整備する	

別紙9「「緊急	時の対	讨応能	力」について」の提出確認		
配水管小規模整備工事	提出確認		給水管整備及び取り出し工事	提出	確認
能水管/水模卷/in 工事	有	無	和小自並順及び取り出し工事		無
小中口径メータ引換工事	提出確認		大口径メータ引換工事	提出	確認
ハヤロ狂グーグが快工事	有	無	八口任ノーグ別揆工事	有	無

[※]提出確認欄の有無を○で囲んでください。

	資機 材自社保 ²	有量(常時リー	ースを含む。)及び	調達時間	
項 目 資機材	自社保有量	調達時間	項 目 資機材	自社保有量	調達時間
砂	m3	時間	サドル分水栓用穿孔機	台	
砕石	m3	時間	割T字管用穿孔機	台	
常温合材	m3	時間	キールカッター	台	時間
カッター (20cm以上)	台	時間	カラーコーン	個	時間
カッター (20cm以下)	台	時間	セフティーコーン	個	時間
ダンプトラック	台		バリケード	個	時間
小型トラック	台		照明灯	個	時間
ライトバン	台		黄色回転灯	個	時間
軽トラック	台		黄色注意灯	個	時間
クレーン装置付トラック	台	時間	工事標示板	枚	時間
クレーン車	台	時間	工事標示板	+4-	17土 日日
バックホウ(小型)	台	時間	(高輝度反射)	枚	時間
" (大型)	台	時間	内照式工事標示板	枚	時間
ジャンボブレーカー	台	時間	工事予告板	枚	時間
ブレーカ	台	時間	迂回案内板	枚	時間
ランマー、タンパ	台	時間	警戒標識	枚	時間
コンプレッサー	台	時間	木矢板	+/~	n+: 88
ベルトコンベア	台	時間	(腹起・梁材含む。)	枚	時間
水中ポンプ3吋	台	時間	鋼矢板	枚	時間
水中ポンプ4吋	台	時間	覆工板(軽量)	枚	時間
酸素濃度測定器	台	時間		簡易舗装	m²
酸欠等安全器具	式		自社で施工できる	中級舗装	m²
発電機	台	時間	1日当りの舗装面積	高級舗装	m²
				特殊舗装	m²

[※]資機材をリースしている場合は、(リース)と記入してください。

【災害協定の締結有無】

当局と次の災害協定を締結している団体に加盟している方は、チェック欄にチェックを入れてください。

対象	契約	災害協定名					
		災害時における応急対策業務に関する細目協定					
≠ −1, 2		災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定					
7-1, 2	キ- 3, 4, 5	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定					
	-, _, -	震災時非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定					

【単価契約工事実績】

①から⑤までの実績がある場合は、配置された支所を記入してください。※南部支所の場合は、課まで記入のこと。⑥から⑧までは、実績の有無を○で囲んでください。

契約件名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)	支所	支所	支所
② 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)	支所	支所	支所
③ 配水管小規模整備工事請負単価契約	支所	支所	支所
④ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	支所	支所	支所
⑤ 小中口径メータ引換工事等請負単価契約	支所	支所	支所
⑥ 大口径メータ引換工事等請負単価契約	有 · 無	有・無	有・無
⑦ 工業用水道メータ引換工事等請負単価契約	有・無	有・無	有・無
⑧ その他()	有・無	有・無	有・無

[※]⑧の単価契約工事の実績がある場合は、契約書の表紙の写しを添付してください。

【緊急施行工事実績】

平成27年4月1日から平成29年12月31日までに、当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績がある方のみ 記入してください。

施工実績の件名											
工事期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで	

[※]別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。

【 ステンレス鋼管による配水管からの分岐穿孔及び配管工事の実績 】

配水管小規模整備工事請負単価契約又は給水管整備及び取り出し工事請負単価契約を希望する方で、【単価契約工事 実績】の①から④までの実績がない方のみ記入してください。

工事の種類(記号を○で囲む。)	施工実績の件名	エ	事	目 間	
ア 当局発注工事 イ 他官公庁発注工事		平成	年から	月	日
ウ 民間発注 (ア、イの下請負を含む。)		平成	年	月	日
エ 民間発注 (指定事業者施行の下請負を除く。)	 (ウの下請負の場合は元請負も記入)		まで		

※別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。

[※]①~⑦の単価契約工事は、契約書の表紙の写しを添付する必要はありません。

【総価契約案件工事実績】

次のいずれかの条件に当てはまる場合は記入してください。

- ア 配水管小規模整備工事請負単価契約を、別紙1「平成30年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件③又は④」で申し込む場合
- イ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約を、別紙1「平成30年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及 び技術力に関する資格要件②又は③」で申し込む場合
- ウ 大口径メータ引換工事等請負単価契約を、別紙 1 「平成30年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件②」で申し込む場合
- エ 工業用水道メータ引換工事等請負単価契約を、別紙1「平成30年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件③」で申し込む場合

		工事件名		工事概	工事期間	工事 下請けの場合
	(契約番号)(契約金	金額 千円)	工事概要	上争规间	成績 元請会社名 評定点
1				管径 φ ~ φ	年 月 日から	
1	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
0				管径φ ~φ	年 月 日から	
2	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
0				管径φ ~φ	年 月 日から	
3	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
				管径 φ ~ φ	年 月 日から	
4	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
_		, (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		管径 φ ~ φ	年 月 日から	
5	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
				管径 φ ~ φ	年 月 日から	
6	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
_		, (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		管径 φ ~ φ	年 月 日から	
7	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
0		, (, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		管径 φ ~ φ	年 月 日から	
8	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
0		, (,,,,,,		管径 φ ~ φ	年 月 日から	
9	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
1.0		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		管径 φ ~ φ	年 月 日から	
10	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
1.1	•	, , , , , , , , ,		管径 φ ~ φ	年 月 日から	
11	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	
1.0		, , , , , , , ,	1147	管径 φ ~ φ	年 月 日から	
12	(契約番号) (契約:	金額 千円)	総延長 m	年 月 日まで	

※別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。

※平成27年4月1日以降施工し、平成29年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。

キー1、2 専任者(現場代理人、主任技術者、配水管工)配置予定及び資格一覧(記入例)

1. 申込契約別に記入すること。 2. 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第8回から第12回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第7回までのスーパー配管工認定者のうち加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。 5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約		配置予定者	現場代理人	主任技術者	配水管工	給水装置 工事主任 技術者	酸素欠乏· 硫化水素 危険作業 主任者	貯水槽 清掃作業 監督者	配水管から の分岐穿孔 及び 配管工事に 従事する者	石綿作業 主任者
	1	フリガナ サトウ イチロウ 氏名 佐藤 一郎			,				0	
	2	フリガナ スズキ ジロウ 氏名 鈴木 二郎		その他	0		0			0
	3	フリガナ タカハシ サブロウ 氏名 高橋 三郎	·	監理		0				
	4	フリガナ タナカ シロウ 氏名 田中 四郎		1級土木						
キー	5	フリガナ イトウ ゴロウ 氏名 伊藤 五郎	,		S					
1	6	フリガナ 氏 名								
	7	フリガナ 氏 名		この欄には、主任 すること(主任技						
	8	フリガナ 氏 名	######################################	***		_				
	9	①現場代理人、②主任 エの優先順位で記載す 専任者以外の資格者(⁻ ること。						を付けること S」を付ける	
	10	フリガナ 記載すること。 氏名								
	1	フリガナ , ワタナベ			S					
	2	フリガナ ヤマモト ジロウ 氏名 山本 二郎		2級土木						
	3	フリガナ ナカムラ サブロウ 氏名 中村 三郎	,	その他		0		0		
	4	フリガナ コバヤシ シロウ 氏名 小林 四郎			. 0					,
+	5	フリガナ 氏 名								
2		フリガナ		`	- 1 1 1					
	6	氏名		この欄には、主任記載すること(主						
	7									
		氏 名 フリガナ 氏 名	· · · · · · ·	記載すること(主空欄)。		でない場合(取得して	いる資格全		を付けること S」を付ける	
	7	氏 名 7リガナ 氏 名	ること。	記載すること(主空欄)。		でない場合(取得して	いる資格全			

キ-3 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧(記入例)

1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 ○級管工事施工管理技士→「○級管工事」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約			配置予定者		現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	
	1	フリガナ 氏 名	カトウ 加藤	イチロウ 一郎	0	給主	0			
キー	2	フリガナ 氏 名	ヨシダ	ジロウニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュ		1級管工事		0		
3	3	フリガナ 氏 名								取得している 資格全てに
	4	フリガナ 氏 名		、②主任技術者 資格者は、別紙:				注任技術者として 技術者でない場	この資格を記載 合は空欄)。	

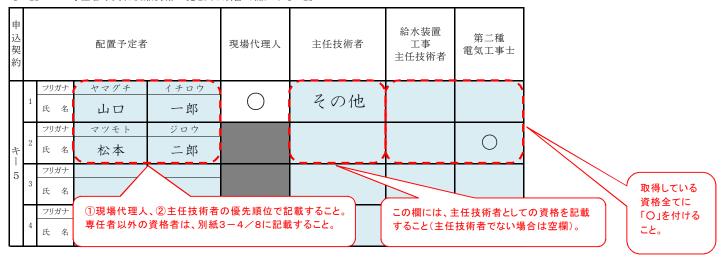
キー4 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧(記入例)

1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 ○級管工事施工管理技士→「○級管工事」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約		配置予定者	ŕ	現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	配水管工	
	フリガナ 1 氏 名	ヤマダ	イチロウ 一郎	0						
キー	フリガナ 2 氏 名	ササキ 佐々木	ジロウニ郎		監理		0		0	
4	7リガナ 氏 名								7 1	している
	フリガナ 4 氏 名	専仟者以外 <i>σ</i>	、、②主任技術者)資格者は、別紙				主任技術者として 技術者でない場			全てに を付ける

キー5 専任者(現場代理人、主任技術者、第二種電気工事士)配置予定及び資格一覧(記入例)

1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 ○級管工事施工管理技士→「○級管工事」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。



キー1、2、3、4、5 専任者以外配置予定及び資格一覧(記入例)

1. 専任者として配置していない資格者を記入すること。 2. 主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入すること。 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ又は口に該当する者→「その他」) 4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第8回から第12回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第7回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた配水管工は「S」と記入すること。 5. 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されているものに限る。 6. 専任者以外写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

					≠ −1,2	≠ −1,2,4	‡-1∼5	÷-1,2					キ-5	
申込契約			配置予定者		主任技術者 主任技術者	(※キー1、2は 評価点対象外、 配水管工	主任技術者 主任技術者	危険作業主任者酸素欠乏・硫化水素	貯水槽清掃作業	発孔及び配管工事に配水管からの分岐	石綿作業主任者	管工事施工管理技士	(1、2、3級) 配管技能士	第二種電気工事士
	1	フリガナ	/ イノウェ 井上	イチロウ 、 一郎	監理	10								
	2	フリガナ	キムラ 木村	ジロウ 二郎	その他	,		0			\bigcirc			
	3	フリガナ	ハヤシ 林	サブロウ 三郎		0				0				
•	4	フリガナ	サイトウ 斎藤	シロウ 四郎			0		0	\circ				
	5	フリガナ 氏 名	シミズ	ゴロウ			\circ					\bigcirc		
	6	フリガナ 氏 名	ヤマザキ	ロクロウ 六郎			0							
共	7	フリガナ氏名	アベ阿部	シチロウ				0						
,	8	フリガナ 氏 名	モリ 森	ハチロウハ郎					0					
通	9	フリガナ氏名	1ケダ 池田	クロウ								\circ		,
	10	フリガナ氏名	ハシモト	ジュウロウ									0	-1
	11	フリガナ氏名												
	12	フリガナ 氏 名			この欄には、3 載すること(主									
	13	フリガナ 氏 名			0 = + = = =							\		
	14	フリガナ 氏 名 フリガナ	記載すること 専任者として	と。 C配置する資格	この優先順位で 者は、この用紙			なる資	資格を有	として必 している: エ認定	場合は、	「〇」を作	けけること	<u></u>
	15	氏 名	には記載した	ないこと。					- 80 6	— mo /C -		. 0] 2 [1]	., ७८८	

専任者写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 申込契約ごとに、2部ずつ専任者写真台帳兼資格一覧を作成すること。ただし、そのうちの1部はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、3ヶ月以内にカラーで撮影したものとする。 なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに限る(画像のアスペクト比は変更しないこと。)。
- 3) 専任者写真台帳兼資格一覧には、専任者として配置する資格者を記入すること。 なお、専任者は、他の契約との兼務はできない(同一契約内で複数の資格を兼務 することは可能。)。
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(平成30年1月10日。以下「申込締切日」とい う。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において 雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、資格内容を記入すること。(例 「監理技術者」、「1級土 木施工管理技士」、「建設業法第7条第2号イ」等)
- 6) キー3、4、5については、給水装置工事主任技術者の資格をもって主任技術者として配置することができる。ただし、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。
- 7) キー1に配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 また、キー2、4に配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径又は一般・耐震)されている者とする。
- 8) 当該資格の取得年月及び証書番号等を<u>正確に</u>記入すること。取得年月の元号は、いずれか該当するものを〇で囲むこと。
- 9) 配水管工の資格者で、第8回から第12回までのスーパー配管工認定者は、取得年月及び認定番号を記入すること。また、第1回から第7回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、更新認定年月(取得年月欄に記入すること)及び認定番号を記入すること。
- 10) キー3、4においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士(1、2級)、配管技能士(1~3級)又は配水管工(キー4のみ)が資格取得後10年以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのため、証書を再発行した経緯があるものについては、資格取得日が確認できる書類を添付すること。また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得後10年以上の実務経験を有する場合は、2級又は3級の取得年月及び証書番号を記入し、その証書を添付すること。
- 11) 別紙3「専任者配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 12) 専任者写真台帳兼資格一覧が1つの契約で複数枚にわたる場合は、申込契約ごとに、右上に通し番号を振ること。

<u>キー1</u>

専任者写真台帳兼資格一覧

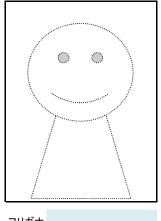
(1/)

写真

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
現場代理人	0				申込契約ご	ごとに1名		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。				
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月					申込	
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

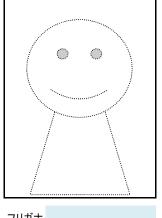
写 真



フリカナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成		スーパー	取得年月	平成	年	月
, and a second		年 月		配管工	認定番号			
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、f みできません		負単価契	約には	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

写直



フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

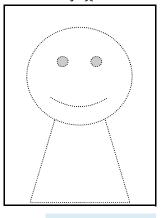
	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、作みできません		負単価契	約には	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

<u>キー1</u>

専任者写真台帳兼資格一覧



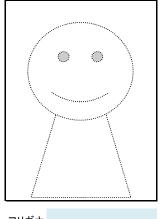
写 真



フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

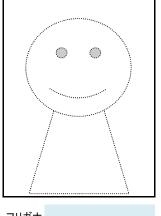
	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、作みできません		負単価契	約には	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

写 真



フリカナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、(みできません		負単価契	約には	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						



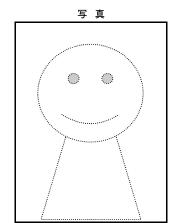
フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、作みできません	他の工事請負 し。	負単価契 ^注	的には『	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者	_	昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

<u>キー2</u>

専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)



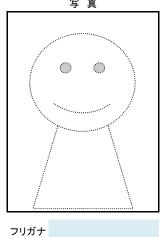
フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

写 真

	資格の 有無	取得年月	証書番号	備考				
現場代理人	0			申込契約ごとに1名				
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。			申込	
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、作 みできません		負単価契	約には	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						



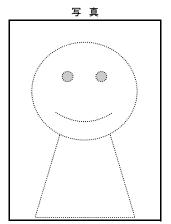
フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。				申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

<u>キー2</u>

専任者写真台帳兼資格一覧

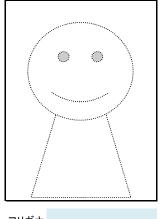




フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		11 6 1	100亿亩7			
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、作みできません	也の工事請負 い。	負単価契:	約には	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

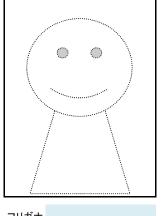
写 真



ノリカナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成		スーパー	取得年月	平成	年	月
, and a second		年 月		配管工	認定番号			
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、f みできません		負単価契	約には	申込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

写直



フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

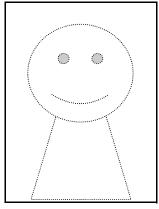
	資格の 有無	取得年月	証書番号		備	考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容				
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工	取得年月 認定番号	平成	年	月
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月						
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月						
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		専任者は、作みできません		負単価契約	には申	込
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月						
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月						

<u>キー3</u>

専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)

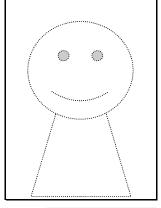
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考	
現場代理人	0				申込契約ごとに1名	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容		
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月				
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。		
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月				

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

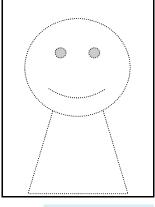
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備 考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容		
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月				
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。		
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月				

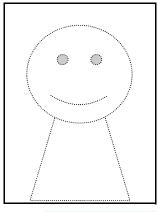
フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

<u>キー3</u>

専任者写真台帳兼資格一覧



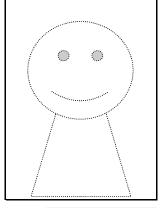
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備 考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月			
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

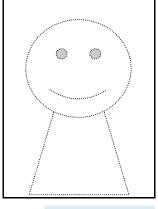
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容		
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月				
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。		
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月				

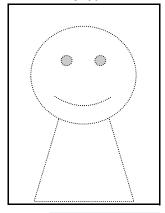
フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

<u>キー4</u>

専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)

写 真



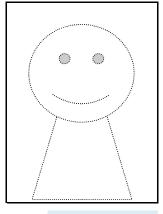
	資格の 有無	取得年月	証書番号	備 考	
現場代理人	\bigcirc			申込契約ごとに1名	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月			
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			也の工事請負単価契約には申込
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月		みできません。	
配水管工		昭和 平成 年 月			

フリガナ

氏名

勤務年数 年 か月

写 真



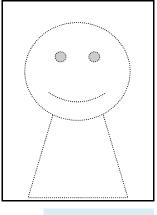
	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			
配水管工		昭和 平成 年 月			

フリガナ	
氏名	

勤務年数 年



か月



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備 考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			
配水管工		昭和 平成			

氏名

勤務年数

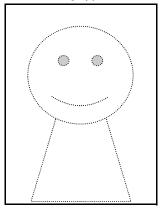
年	か月

<u>キー4</u>

専任者写真台帳兼資格一覧



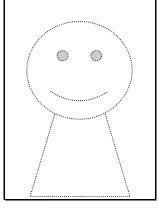
写 真



		資格の 有無	取得年月	証書番号		備考
	主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
Ī	給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
Ī	管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			
	配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			
	配水管工		昭和 平成 年 月			

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

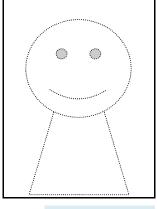
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			
配水管工		昭和 平成 年 月			

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

写直



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備 考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月			
配水管工		昭和 平成 年 月			

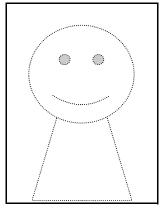
フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

<u>キー5</u>

専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)

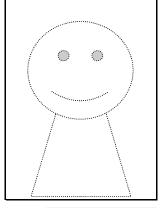
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考
現場代理人	0				申込契約ごとに1名
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		専仕者は、他の工事請負単価契約には申₂ みできません。	

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

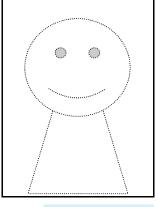
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		専任者は、何	也の工事請負単価契約には申込
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月	_	みできません	J.,

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容	
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月			

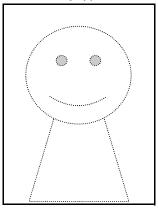
フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

<u>キー5</u>

専任者写真台帳兼資格一覧



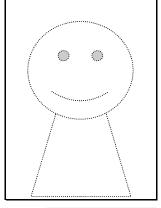
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容		
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		専任者は、何	也の工事請負単価契約には申込	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		みできません		

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

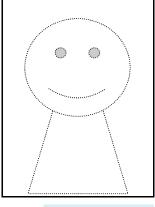
写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容		
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		専任者は、何	任者は、他の工事請負単価契約には申込できません。	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		みできません		

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

写 真



	資格の 有無	取得年月	証書番号		備 考	
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容		
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		専任者は、何	E者は、他の工事請負単価契約には申込ざません。	
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		みできません		

フリガナ		
氏名		
勤務年数	年	か月

+-1,2,3,4,5

専任者以外写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 専任者以外写真台帳兼資格一覧を、原本1部に加えて申込契約数分だけ作成すること。ただし、原本以外はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、3ヶ月以内にカラーで撮影したものとする。 なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できる ものに限る(画像のアスペクト比は変更しないこと。)。
- 3) 専任者以外写真台帳兼資格一覧には、専任者以外の資格者を記入すること。
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(平成30年1月10日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、資格内容を記入すること。(例「監理技術者」、 「1級土木施工管理技士」、「建設業法第7条第2号イ」等)
- 6) 専任者以外として配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管 技能者登録(大口径)されている者に限る。ただし、配水管技能者登録証の 更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行 を受けていること。
- 7) 当該資格の取得年月及び証書番号を<u>正確に</u>記入すること。取得年月の 元号は、いずれか該当するものを〇で囲むこと。
- 8) 配水管工の資格者で、第8回から第12回までのスーパー配管工認定者は、取得年月及び認定番号を記入すること。また、第1回から第7回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、更新認定年月(取得年月欄に記入すること)及び認定番号を記入すること。
- 9) キー3、4においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士 (1、2級)、配管技能士(1~3級)又は配水管工(キー4のみ)が資格取得 後10年以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのため、 証書を再発行した経緯があるものについては、資格取得日が確認できる書 類を添付すること。

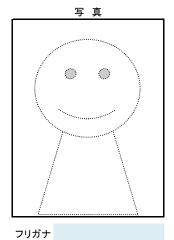
また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得後10年以上の実務経験を有する場合は、2級又は3級の取得年月及び証書番号を記入し、その証書を添付すること。

- 10) 別紙3-4/8「専任者以外配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 11) 専任者以外写真台帳兼資格一覧が複数枚にわたる場合は、右上に通し 番号を振ること。

+-1, 2, 3, 4, 5

専任者以外写真台帳兼資格一覧





年

か月

か月

か月

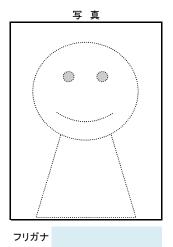
氏名 勤務年数

氏名

勤務年数

氏名 勤務年数

	資格の 有無	取得年月	証書番号	備考		
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容 キー1、2		
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工 取得年月 平成 年 月 配管工 認定番号		
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		≠ −1, 2, 3, 4, 5		
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月				
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		≠−1 、2		
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月				
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月				
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月		<i>≒</i> −3,4		
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月		7-5,4		
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		キー5		



	資格の 有無	取得年月	証書番号	備 考			
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容 キー1、2			
配水管工		平成 年 月		スーパー 配管工 取得年月 平成 年 月 配管工 認定番号			
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		<i>≠</i> −1, 2, 3, 4, 5			
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月					
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月		キ−1、2			
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月		~-1, 2			
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月					
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月		÷ 0 4			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月		±−3, 4			
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		+-5			

写 真
フリガナ

	資格の 有無	取得年月	証書番号	備 考			
主任技術者		昭和 平成 年 月		資格内容 キー1、2			
配水管工		平成 年 月		スーパー 取得年月 平成 年 月 配管工 認定番号 キー1、2、4			
給水装置工事 主任技術者		昭和 平成 年 月		≠ −1, 2, 3, 4, 5			
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		昭和 平成 年 月		キー1、2			
貯水槽清掃 作業監督者		昭和 平成 年 月					
配水管からの分岐穿孔及び 配管工事に従事する者		昭和 平成 年 月					
石綿作業主任者		昭和 平成 年 月					
管工事施工管理技士 (1、2級)		昭和 平成 年 月		<i>≠</i> −3,4			
配管技能士 (1、2、3級)		昭和 平成 年 月		7 0, 4			
第二種電気工事士		昭和 平成 年 月		+-5			

契約書、注文書、請書等の写しの例示

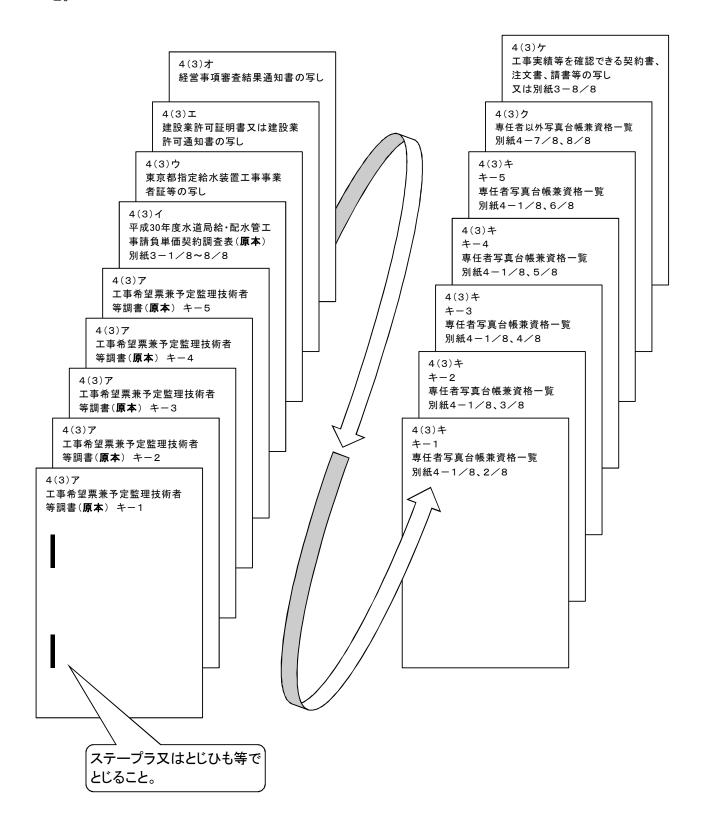
発注	工事実績	添付書類		
	 ・水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事) ・水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事) ・配水管小規模整備工事請負単価契約 ・給水管整備及び取り出し工事請負単価契約 ・小中口径メータ引換工事等請負単価契約 ・大口径メータ引換工事等請負単価契約 ・工業用水道メータ引換工事等請負単価契約 	・添付書類不要		
	・その他当局発注の工事請負単価契約	・契約書の表紙の写し		
東京都発注	・総価契約案件工事	・契約書の表紙の写し及び成績評定通知書の写し ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負 者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の写し		
	・配水管布設替工事で給水管取付替工事を含むもの	・契約書の表紙の写し ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負 者一覧表、施行体系図、下請負契約書等の写し ・施工内容を確認できる仕様書等の写し		
	・災害時における緊急施行工事	・契約書の表紙の写し		
他官庁発注	・○○市給水管整備工事等	・契約書の表紙の写し及び工事数量表等の写し		
事業者施行	・指定事業者施行による給水管取り出し工事 (○○邸給水管引き込み工事一式)	・契約書又は注文書及び請書の写し ・施工内容等を確認できる仕様書等の写し		

[※] キー5に申し込む場合は、自動検針メータ(工水・臨海)又は集中検針システムの施工実績が確認できるものを添付してください。

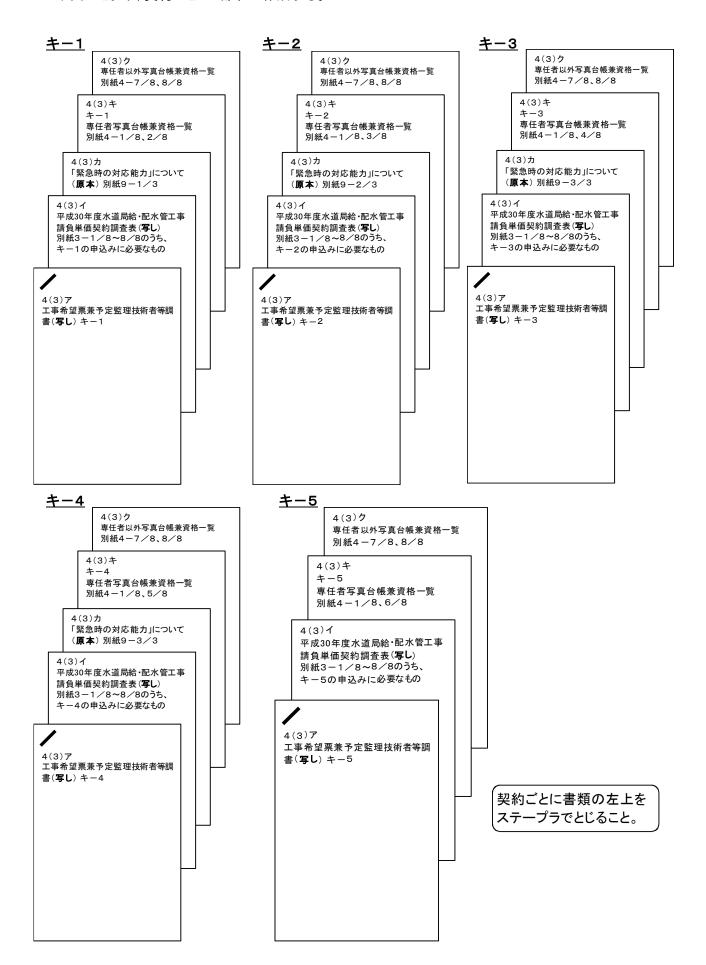
提出書類のとじ方

1 申込書類(原本)として提出するもの

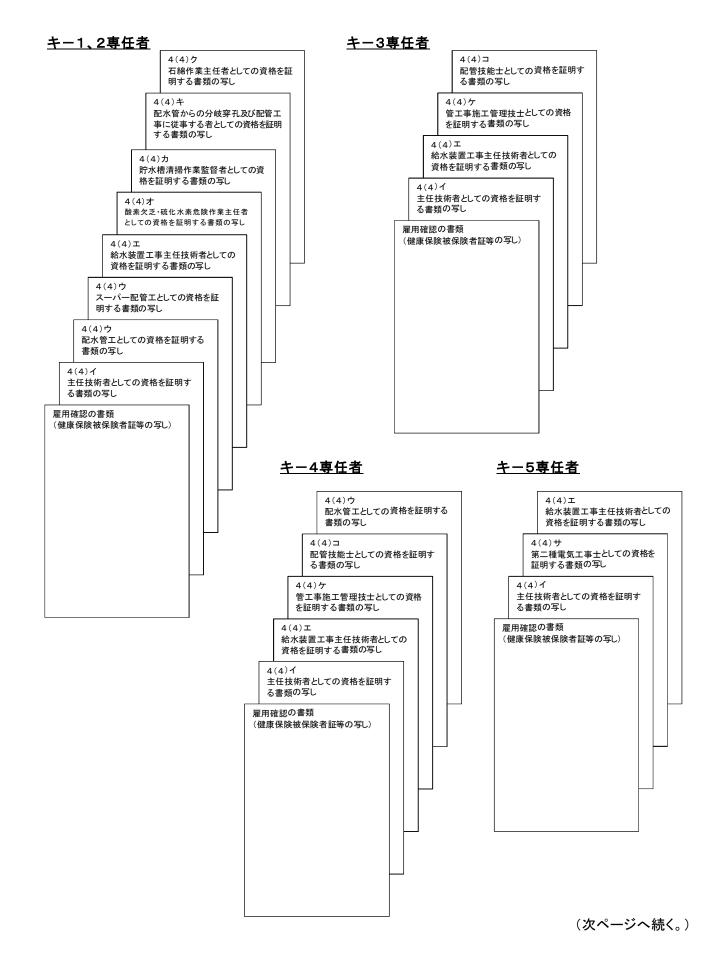
申込書類(原本)のとじ方は、下図のとおりとする。 なお、複数の契約に申し込む場合で、契約ごとに様式が異なるものは、キー1、2、3、4、5の順でとじること。

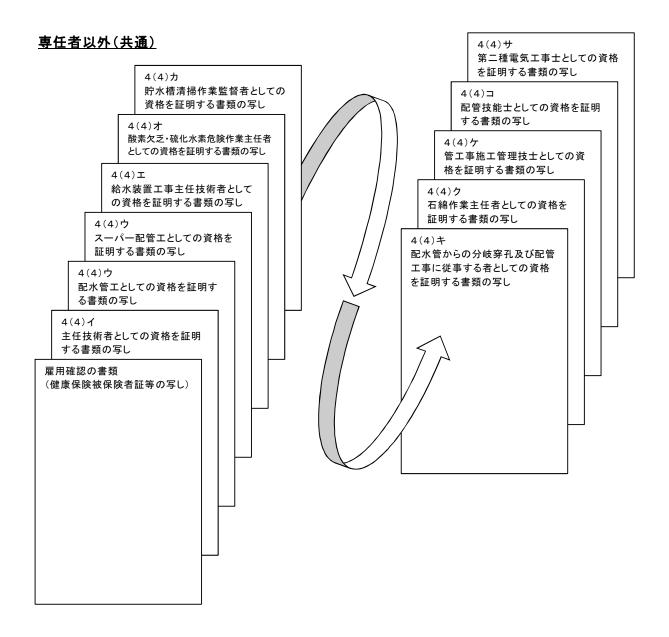


2 申込書類(原本)をコピー(一部原本)して提出するもの 下図のとおり、契約ごとに1部ずつ作成する。

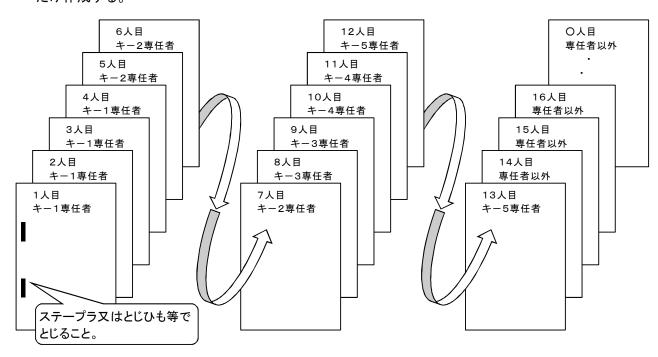


- 3 配置予定者の常用雇用及び資格を証明する書類として提出するもの
- (1) 下図のとおり、配置予定者ごとに常用雇用を証明する書類及び資格を証明する書類を作成する。 なお、常用雇用を証明する書類及び資格を証明する書類の写しは、全てカラーコピーとする。





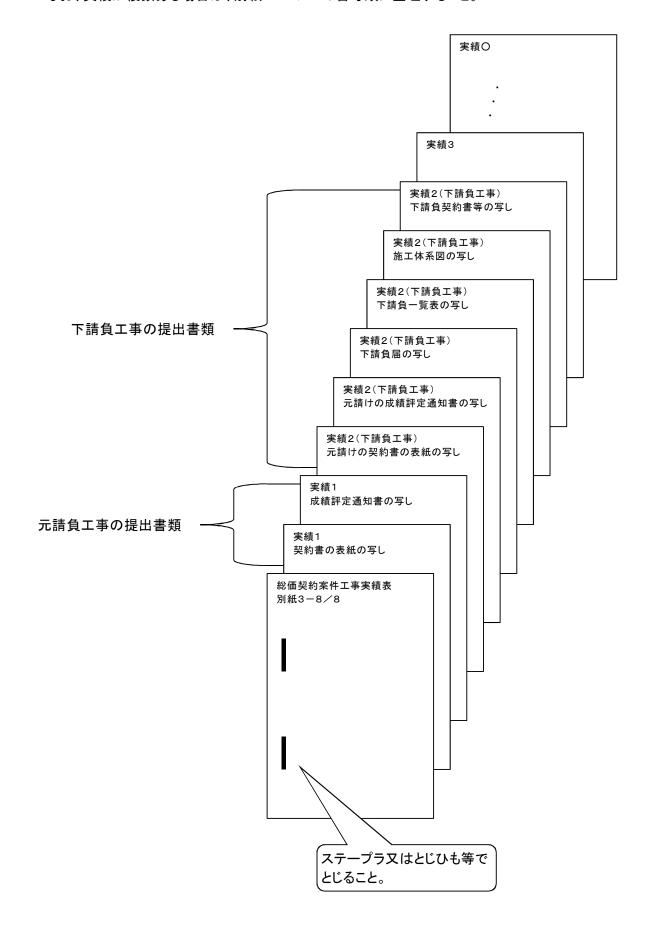
(2) (1)で作成した書類を別紙3「配置予定及び資格一覧」に記入した順でとじ、申込契約数に関係なく1部だけ作成する。



4 総価契約案件工事の実績を証明する書類として提出するもの(キー1、2、4、5)

別紙3-8/8【総価契約案件工事実績】を提出する必要がある場合に限り、申込契約ごとに、下図のとおり作成する。

なお、実績が複数ある場合は、別紙3-8/8の番号順に整理すること。



主な履行区域一覧

支 所	所在地	履行場所(行政区)		
		千代田区		
		中央区		
	 千代田区内神田	港区		
Ψ X 	央 「(田屋)」1	文京区		
		台東区		
		豊島区		
	~ ★ 反 が ひ	墨田区		
東部第一	江東区新砂 1-7-2	江東区		
		江戸川区		
	类以反击工件	荒川区		
東部第二	荒川区南千住 6-40-1	足立区		
		葛飾区		
	大头应约自	新宿区		
西部	杉並区和泉 3-8-10	中野区		
		杉並区		
南部支所	大田区平和島	品川区		
第一課	1-1-2	大田区		
± +n + =r	# m	目黒区		
南部支所 第二課	世田谷区桜丘 5-50-16	世田谷区		
21- H211		渋谷区		
	/+ E = + + + II	北区		
北部	│ 練馬区中村北 │	板橋区		
		練馬区		

[※] 本表の主な履行区域は、平成29年12月1日現在のものです。

工事系システムの稼働条件

1 工事系システムの動作保証環境

工事系システムは、次に掲げる表1から表4までの条件の環境で動作確認を行っている。

なお、表中に記載したもの以外のソフトウェアを使用している場合など、表の条件の全てを満足していない環境では、正常に動作しない場合がある。この場合において、工事系システムの正常動作は保障しない。

また、これらの表のOS並びにソフトウェア(1)及び(2)については、工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みでなくてはならない。

表 1 動作保証環境 1

1 OS	Windows 7 Home Premium32ビット版(JIS90互換フォントパッケージ適用済み)					
	(1) Microsoft Word 2010 (32ビット版)					
2 ソフトウェア	(2) Microsoft Excel 2010 (32ビット版)					
	(3) Symantec Endpoint Protection 12					
3 CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上					
4 メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上					
5 ハードディスク空き容量	300MB以上					
6 画面	解像度1024×768ピクセル以上					
	(1) 1.44MBフロッピーディスクの読み込み及び書き込みが可能なフロッピー ディスクドライブ					
7 その他周辺機器	(2) CD-ROMドライブ					
	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応し たドライバが存在するプリンタ					
8 その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC					

表 2 動作保証環境 2

1	0S	Windows 7 Home Premium64ビット版(JIS90互換フォントパッケージ適用済み)					
		(1) Microsoft Word 2010 (32ビット版)					
2	ソフトウェア	(2) Microsoft Excel 2010 (32ビット版)					
		(3) Symantec Endpoint Protection 12					
3	CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上					
4	メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上					
5	ハードディスク空き容量	300MB以上					
6	画面	解像度1024×768ピクセル以上					
		(1) 1.44MBフロッピーディスクの読み込み及び書き込みが可能なフロッピー ディスクドライブ					
7	その他周辺機器	(2) CD-ROMドライブ					
		(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応した ドライバが存在するプリンタ					
8	その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC					

表 3 動作保証環境 3

1	0S	Windows 8.1 64ビット版				
		(1) Microsoft Word 2013 (64ビット版)				
2	ソフトウェア	(2) Microsoft Excel 2013 (64ビット版)				
		(3) Symantec Endpoint Protection 12				
3	CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上				
4	メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上				
5	ハードディスク空き容量	300MB以上				
6	画面	解像度1366×768ピクセル以上				
		(1) CD-ROMドライブ				
7	その他周辺機器	(2) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応したドライバが存在するプリンタ				
8	その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC				

表 4 動作保証環境 4

1	OS	Windows 10 Home 64ビット版					
		(1) Microsoft Word 2016 (64ビット版)					
2	ソフトウェア	(2) Microsoft Excel 2016 (64ビット版)					
		(3) Symantec Endpoint Protection 12					
3	CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上					
4	メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上					
5	ハードディスク空き容量	300MB以上					
6	画面	解像度1366×768ピクセル以上					
		(1) CD-ROMドライブ					
7	その他周辺機器	(2) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応したドライバが存在するプリンタ					
8	その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC					

2 工事系システム使用の際の必須条件

1で示す環境以外で工事系システムを使用する場合、次に掲げる条件を全て満たしたPC等にインストールして使用すること。

なお、この条件は工事系システムの動作を保証するものではなく、工事系システムをインストール して使用する最低限の条件であるので注意すること。

- (1) OS及びソフトウェア (Microsoft Word 及び Microsoft Excel) は、工事系システムを使用する 時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みであること。
- (2) ウィルス対策ソフトウェア及びスパイウェア対策ソフトウェアは、Microsoft 社のウェブサイトを参考にOSの種類ごとに適切な対処方法を適宜検討して選定すること。

また、工事系システムを使用する時点で最新の更新ファイル等を適用した条件下で検査及び問題の無害化が完了していること。

- (3) ハードディスクの空き容量は、工事系システムインストール前で 300MB 以上であること。
- (4) 画面の解像度は、1024×768 ピクセル以上であること。
- (5) 工事系システムを使用する PC 等では、次に掲げる周辺機器の全てが使用できること。

- ア 1.44 MB フロッピーディスクの読み込み及び書き込みが可能なフロッピーディスクドライブ 又はUSBメモリ
- イ CD-ROM ドライブ
- ウ A4 サイズの出力が可能で工事系システムを使用する PC 等の OS に対応したドライバが存在 するプリンタ

3 注意事項

- (1) 次の OS を使用している PC 等については、工事系システムをインストールしないこと。
 - ア Windows Vista 以前に発売された全ての Windows OS 及び Windows 8
 - イ JIS90 互換 MS ゴシック・明朝フォントパッケージ未適用の Windows 7
- (2) Microsoft Word 2007/Microsoft Excel 2007 以前に発売された全ての Microsoft Word 及び Microsoft Excel 並びにそれらを含む Microsoft Office を使用している PC 等については、工事系システムをインストールしないこと。
- (3) 次の条件に該当する場合は、工事系システムが正常に動作しない可能性が高いため、該当する環境では使用しないこと。
 - ア OS が Windows Server である場合
 - イ 工事系システムを使用する PC 等にインストールされている Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office 365 版以外存在していない場合
 - ウ 工事系システムを使用する PC 等で使用できる Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office Online 版以外存在していない場合
 - エ OS 又はソフトウェアが仮想 PC 上で動作している場合
 - オ 使用しているハードウェアがマッキントッシュである場合
- (4) 工事系システムをインストールする場合は、インストールを実行するユーザーは、ユーザー権限が Administrator 権限で、かつ、ユーザー名に全角文字(漢字、平仮名、全角記号など)が使用されていてはならない。
 - インストールする PC 等の Administrator 権限を持つユーザーで、全角文字を使用していないユーザーが存在しない場合は、新たにユーザー名が半角英数字だけで構成されているユーザーを作成して、そのユーザーで工事系システムをインストールすること。
- (5) 工事系システムをインストールすることにより、インストールされた PC 等で動作している他の ソフトウェアが不安定になる場合がある。このため、工事系システムをインストールする前に、バックアップなどにより P C 等の環境及びデータ回復を可能にする措置をとること。
- (6) フォントサイズを 96dpi 以外に設定した場合は、画面が正常に表示されず、ボタンの一部が使用できないときがあるため、フォントサイズは 96dpi に設定すること。
- (7) OS が Windows 7 で、かつ、デスクトップのテーマ設定が「Windows 7」の場合は、画面上の文字が正常に表示されないときがあるため、設定を「Windows クラシック」に変更すること。
- (8) OS が Windows 8.1 又は Windows 10 である場合は、IME プロパティの設定を「JISX0208 で構成された文字のみ変換候補に表示する」に設定すること。
- ※本稼働条件は、平成29年12月1日現在のものです。

配水管小規模整備工事に申し込む方のみ回答願います。

〇「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」にて、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、機動性、実効性を重視した初動時の応急給水体制を定めています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、その被害は甚大であり、改めて応急復旧の迅速性が問われる結果となりました。応急復旧については、単価契約約款第37条(地震等災害時の対応)に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路の復旧の応援について、どのような 出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他の単契に従事し ている社員、資機材は除きます。)

ている社員、 ※ 「東京都			•	につい	ては、フ	k道局;	ホーム	ページ上で閲覧で	できます。
①現場従事者	の確保が	犬況についる	C						
確保でき	る人員に	は何人いまっ	ナか。(人)				
監督者	氏名()	()	()	()	
配管工	氏名()	()	()	()	
作業員	氏名()	()	()	() ()
作業員	氏名 ()	()	()	() ()
②資材·機材	の調達能	も力につい つ	C						
(資材・機	材とは、	小型バック	ウホウ、	クレー	ン付トラ	ラック、	、ダン	プトラック 2t、	排水ポンプ、
土留材、舗	装切断機	後、管接合5	加断用具	、照明月	月具、発	奮機、	埋戻	し用器具、保安設	:備等一式を指
し、自社保	:有・リー	ースは問いる	ません。)						
資材・機材	すの調達は	こ要する時	間はどの	くらい	ですか、	、該当箇	箇所に	○を付けてくだる	らい。ただし、
その他の場	合は内容	字を記入し~	てくださ	い。					
(半	日 •	1 目 ・	2 日	· ~(の他 ())	
③体制整備ま	での所要	要時間につい	いて						
・発災後、出	動体制が	ぶ整うまでの	の所要時	間はどの	のくらい	ハですれ	か、該	当箇所に○を付け	てください。
ただし、そ	の他の場	場合は内容を	を記入し	てくだ	さい。				
(#	· 目 •	1 目 ・	2 日	・ そ(の他())	
④その他									
①から③	以外で、	会社として	て震災復	旧に貢	献できる	ることを	を記述	こしてください。	
(例:自	社では、	毎年震災時	寺を想定	した訓練	東を行っ	っている	ます。	など)	

商号又は名称

給水管整備及び取り出し工事に申し込む方のみ回答願います。

〇「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」にて、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、機動性、実効性を重視した初動時の応急給水体制を定めています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、その被害は甚大であり、改めて応急復旧の迅速性が問われる結果となりました。応急復旧については、単価契約約款第37条(地震等災害時の対応)に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路の復旧の応援について、どのような 出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他の単契に従事し ている社員、資機材は除きます。)

ている社員、資機材は除る	きます。)			,,	
※ 「東京都水道局震災局	芯急対策計画」	については、水	ば局ホームペ	ージ上で閲覧で	できます。
①現場従事者の確保状況は	こついて				
確保できる人員は何力	人いますか。(人)			
監督者氏名() () () ()	
配管工氏名() () () ()	
作業員氏名() () () () ()
作業員氏名() () () () ()
②資材・機材の調達能力は	こついて				
(資材・機材とは、小型	型バックホウ、	クレーン付トラ	ック、ダンプ	トラック 2t、	排水ポンプ、
土留材、舗装切断機、管	常接合切断用具、	,照明用具、発	電機、埋戻し月	用器具、保安設	備等一式を指
し、自社保有・リースに	は問いません。)				
・資材・機材の調達に要	する時間はどの	くらいですか、	該当箇所に〇	を付けてくださ	さい。ただし、
その他の場合は内容を記	己入してくださ	٧١ _°			
(半日 · 1 F	1 • 2日	その他())	
③体制整備までの所要時間	引について				
・発災後、出動体制が整治	うまでの所要時	間はどのくらい	ですか、該当館	箇所に○を付け	てください。
ただし、その他の場合に	は内容を記入し	てください。			
(半日 ・ 1 日	1 • 2日	その他())	
④その他					
・①から③以外で、会社	土として震災復	旧に貢献できる	ことを記述し	てください。	
(例:自社では、毎年	F震災時を想定	した訓練を行っ	ています。な	ど)	
-					

商号又は名称

小中口径・大口径メータ引換工事に申し込む方のみ回答願います。

〇「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラ インを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、 初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧につ いては、単価契約約款第37条(地震等災害時の対応)に記載されているとおり、単価契約受注者 に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援について、 どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他の単

契に従事している社員、	資機材は除きま~	す。)			
※ 「東京都水道局震災	応急対策計画」(こついては、水	道局ホームペ	ージ上で閲覧で	ごきます 。
①現場従事者の確保状況	について				
・確保できる人員は何	人いますか。(人)			
監督者氏名() () () ()	
配管工氏名() () () ()	
作業員氏名() () () () ()
作業員氏名() () () () ()
②資材・機材の調達能力	について				
(資材・機材とは、小	型バックホウ、	クレーン付トラ	ック、ダンプ	トラック 2t、	排水ポンプ、
土留材、舗装切断機、	管接合切断用具、	照明用具、発	電機、埋戻し月	用器具、保安設	備等一式を指
し、自社保有・リース	は問いません。)				
・資材・機材の調達に要	する時間はどの	くらいですか、	該当箇所に〇	を付けてくださ	い。ただし、
その他の場合は内容を	記入してください	/ \ ₀			
(半日 ・ 1	日 • 2日	・ その他 ())	
③体制整備までの所要時	間について				
・発災後、出動体制が整	うまでの所要時	間はどのくらい	ですか、該当箇	箇所に○を付け	てください。
ただし、その他の場合	は内容を記入して	てください。			
(半日 ・ 1	日 • 2日	・ その他 ())	
④その他					
①から③以外で、会	社として震災復l	日に貢献できる	ことを記述し	てください。	
(例:自社では、毎	年震災時を想定	した訓練を行っ	ています。な	ど)	

代表者名 印

商号又は名称

配水管小規模整備工事請負単価契約 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約 小中口径メータ引換工事等請負単価契約 大口径メータ引換工事等請負単価契約

の契約方式 (技術力等審査方式) について

1 総合的評価の方法

技術評価と価格評価を同等(1:1の比率)とする。

2 技術評価項目

評価項目は、国土交通省の簡易型総合評価方式の項目を採用する。

3 評価項目の配点

総合評価点を100点(価格評価点50点+技術評価点50点)と設定する。

【技術評価点】

- (1) + -1, 2
 - ア 会社の施工実績
 - (ア) 成績評価点(平成28年度分まで:20点、平成29年度分:25点)
 - (イ) 施工実績評価点(平成28年度分まで:10点、平成29年度分:5点)
 - (ウ) 信頼性・社会性評価点(上限5点)
 - イ 配置予定技術者の能力(上限10点)
 - ウ 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)
 - エ 緊急時の対応能力(2点)
 - 才 減点評価 (上限-5点)

(2) + -3

- ア 会社の施工実績・体制
 - (ア) 成績評価点(15点)
 - (イ) 施工実績評価点(10点)
 - (ウ) 単価契約工事、緊急施行工事等の実績による評価点(上限1点)
 - (エ) 信頼性・社会性評価点(上限5点)
- イ 配置予定技術者の能力
 - (ア) 専任の主任技術者の保有資格による評価点(上限12点)
 - (イ) 有資格者の経験による評価点(上限5点)
- ウ 緊急時の対応能力(2点)
- エ 減点評価(上限-5点)

- (3) + -4
 - ア 会社の施工実績・体制
 - (ア) 成績評価点(15点)
 - (イ) 施工実績評価点(15点)
 - (ウ) 単価契約工事又は緊急施行工事の実績による評価点(1点)
 - (エ) 信頼性・社会性評価点(上限5点)
 - イ 配置予定技術者の能力
 - (ア) 専任の主任技術者の保有資格による評価点(上限10点)
 - (イ) 有資格者の経験による評価点(上限2点)
 - ウ 緊急時の対応能力(2点)
 - 工 減点評価 (上限-5点)

【価格評価点】

- (1) 予定価格を超える見積価格及び最低制限価格を下回る見積価格は、無効とする。
- (2)最大値を50点、最小値を0点とし、予定価格と最低制限価格の間を均等に配分する。

計算式:

価格評価点=50×(予定価格(税抜)-見積価格)÷(予定価格(税抜)-最低制限価格)

4 契約者決定の手順

- (1) 案件を公表し、希望受付時に配置予定技術者、緊急時の対応能力等について申告してもらい、審査を経て、工事実績等と合わせて、技術評価点を算出する。
- (2) 契約申込者へ指名通知書と技術評価点を通知する。
- (3) 見積合せにより、予定価格との差を価格評価点として算出し、技術評価点に加算し、 総合評価点を算出する。
- (4)総合評価点の上位から契約予定受注者数までの中で、最低の価格を交渉基準価格とする。(ただし、価格が予定価格と最低制限価格との範囲内であることが必要条件)
- (5) (4) で契約予定受注者数の最下位を決める際に、総合評価点が同点の者が複数いる場合は、抽選で順位を決定する。
- (6)総合評価点の上位から契約予定受注者数までの者と、交渉基準価格をもって契約可能 かを交渉し、契約者を決定していく。なお、辞退者が出ても、下位の者から繰り上げて の交渉はしない。

「配水管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がある者

	評 価 項	E	1	点数	評価年	
評値				100	_	
	術評価点			50		
1	会社の施工実績			35]	
	(1) 成績評価点 ア 平成27年度及び平成28年度 年度ごとに、主な履行区域で通知された小規模J ~Gの評価を行い、その平均を年度点数として決 の成績評定点があった年度はG、年度の平均成績 イ 平成29年度	定す	る。ただし、A~Fの範囲内でも60点未満	25 (20) % 6		
	主な履行区域で通知された小規模工事と整備工を行い、その平均を年度点数として決定する。た点があった年度はL、年度の平均成績評定点が6なお、過去5年間に、遡及して成績評定の減点修は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の上記ア、イで決定した年度点数を平均し、成績	だ 0 点 変 正 減	、A~Kの範囲内でも60点未満の成績評定 未満の年度はMとする。 が行われた工事案件の存在が認められた場合 評定点として取扱う。			
	(2)施工実績評価点		5 (10) * 6	1		
	ア 平成27年度及び平成28年度			3 (10) % 0	* 1	
	年度ごとに、小規模工事と整備工事の施工実績 の平均を年度点数として決定する。ただし、施工 イ 平成29年度	実績	が一定に満たない場合は、D又はEとする。	資料2-3/9	過去3	
	小規模工事と整備工事の施工実績を合計し、A 上記ア、イで決定した年度点数を平均し、施工:			参照		
	(2) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /			-		
	(3) 信頼性・社会性評価点(上限5点)		5	1		
	過去3年間に表彰された実績を評価する。 なお、実績が複数ある場合には、それぞれの 評価点の合計を評価する。 当局総価契約室の優良工事表彰・公表実績		3	-		
	申込年度の12月31日時点で直近の過去3回に 表彰された実績を評価する。 ジアップコンクール		2			
	なお、実績が複数ある場合には、それぞれの 評価点の合計を評価する。		ップコンクール 表彰・公表実績 アイデア賞	1		
2	単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3 配置予定技術者の能力			10	-	
	施工体制評価点(上限10点) ※4			10	1	
	専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの)		※ 5	4.5	1	
	① 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの)		% 5	3. 5	1	
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5			1.5]	
	専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5			1.5	申込	
	② 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5			1.0	-	
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上			4.5	1	
	専任の配水管工2名			3.5	1	
	③ 再任の配水管工1名		2.0]		
	専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		3.0	1		
_	④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管コ	L ()	スーバー配管工含む)	0.0		
3	災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)		 汗 新 宇	3	温ナミケ四	
	災害協定等に基づく活動実績評価点		活動実績 出動準備	1	過去5年間過去3年間	
	災害協定の締結有無 ※3			1	申込	
4	緊急時の対応能力			2	申込	
L_	緊急時の対応能力に対する評価点		2	十八		
5	NAME OF THE PARTY		(-5)]		
	指名停止等による減点(上限-5点)			(-5)]	
	過去3年間において、東京都発注の工事で指 名停止になった期間及び都指定給水装置工事事		1か月まで	(-1)		
	業者の違反事実に係る処分基準において、指定	停	1か月を超え3か月まで	(-2)	<u>ж</u> 1	
	の効力停止となった期間を減点する。また、停 止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の	止期	3か月を超え6か月まで	(-3)	過去3	
	合計を減点する。	間	6か月を超え12か月まで	(-4)		
	なお、複数の契約に申込みがある場合には、		1 2 か月を超え 2 4 か月まで	(-5)		
1	C4 ~ C4 0 ~ > > C \(\text{L} \) \(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	\ 0/	1	

- %1 過去3年間とは、平成27年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- ※2 過去5年間とは、平成25年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-9/9「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、資格者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- ※6 () 外は平成29年度、() 内は平成27年度及び平成28年度の評価点である。

「配水管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がない者

	評価項目	点数	評価年	
_		100	_	
	術評価点 - Attack	50	_	
1	会社の施工実績	35		
	(1) 成績評価点	25 (20) 💥 6		
	 i) 過去3年間に水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)の契約実績がある者 ア 平成27年度及び平成28年度 年度ごとに、主たる履行区域で通知された維持補修工事の成績評定点を平均し、A~Hの評価を行い、年度点数として決定する。ただし、A~Gの範囲内でも60点未満の成績評定点があった年度はH、年度の平均成績評定点が60点未満の場合は1とする。 イ 平成29年度 主たる履行区域で通知された維持補修工事の成績評定点を平均し、A~Lの評価を行い、年度点数として決定する。ただし、A~Kの範囲内でも60点未満の成績評定点があった年度はL、年度の平均成績評定点が60点未満の場合はMとする。なお過去5年間に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の成績評定点として取扱う。上記ア、イで決定した年度点数を平均し、成績評価点とする。 ii) 過去3年間にi) の実績がない者 ア 過去3年間機能して水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約のどちらかに契約実績がある者は、過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績(1件以上)を評価する。過去3年間の成績評定点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。イ アの実績がない者は、過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績(2件以上)を評価する。過去3年間の成績評定点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。下請負実績のみの場合は、一定の成績評価点とする。 (2) 施工実績評価点 i) 過去3年間の成績評点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。下請負実績のみの場合は、一定の成績評価点とする。 	資料2-3/9 参照 5 (10) ※6	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	下及こと、無行和心を上すに為りな施工失績を順位的りと、A *Cの評価を行い、午及点数として決定する。たたし、施工 実績が一定に満たない場合は、D又はEとする。 イ 平成29年度 維持補修における施工実績を合計し、A~Cの評価を行い、年度点数として決定する。 上記ア、イで決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする。 ii) 過去3年間にi) の実績がない者 ア 過去3年間継続して水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約のどちらかに契約実績がある者は、過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契条件工事(水道施設工事)の実績(1件以上)を評価する。過去3年間の施工実績額を合計し、A~Cの評価を行い、点数を決定する。その点数を施工実績評価点とする。 イ アの実績がない者は、過去3年間に施工したDランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績(2件以上)を評価する。過去3年間に施工したDランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績(2件以上)を評価する。過去3年間の施工実績額を合計し、A~Cの評価を行い、点数を決定する。その点数を施工実績評価点とする。 下請負実績も評価対象とし、下請負金額を施工実績額とする。	資料2-3/9		
	(3) 信頼性・社会性評価点(上限5点)			
	過去3年間に表彰された実績を評価する。 なお、実績が複数ある場合には、それぞれの 評価点の合計を評価する。	3		
	申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に 表彰された実績を評価する。 当局水道工事イメー ジアップコンクール 最優秀賞、優秀賞、 審査員特別賞、優良賞	2	.	
	なお、実績が複数ある場合には、それぞれの での表彰・公表実績 アイデア賞 評価点の合計を評価する。 単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3	1		
1 -	配置予定技術者の能力	1.0		
2		10		
2	施工体制評価点(上限10点) ※4	10		
2	専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5	10 4.5		
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 事任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5	10 4. 5 3. 5		
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5	10 4. 5 3. 5 1. 5		
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5	10 4. 5 3. 5 1. 5 1. 5	申込	
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 (1) 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 ② 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5	10 4.5 3.5 1.5 1.5	申込	
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5	10 4. 5 3. 5 1. 5 1. 5	申込	
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 東任の配水管エ3名以上	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5	申込	
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上	10 4. 5 3. 5 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5	申込	
	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名	10 4. 5 3. 5 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 3. 5 2. 0 3. 0	申込	
2	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ1名 専任の配水管エとしてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む)	10 4. 5 3. 5 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 3. 5 2. 0	申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工 (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点)	10 4. 5 3. 5 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 3. 5 2. 0 3. 0 0. 0	-	
	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工 (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点)	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3	過去5年間	
	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管エが配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 「活動実績」 出動準備	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3	過去5年間過去3年間	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工 (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 活動実績出動準備 災害協定の締結有無 ※3	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3 1	過去5年間過去3年間	
	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管エが配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3 1 1	過去5年間過去3年間申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工 (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3 1 1 2	過去5年間過去3年間申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管エが配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5)	過去5年間 過去3年間 申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ1名 専任の配水管工としてスーパー配管エが配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 対点評価 指名停止等による減点 (上限-5点)	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3 1 1 2	過去5年間 過去3年間 申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ2名 専任の配水管エとしてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 素急時の対応能力 素急時の対応能力 素急時の対応能力 素急時の対応能力 素急時の対応能力 素急時の対応能力 素急時の対応能力 素力に対する評価点 減点評価	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5)	過去5年間 過去3年間 申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ2名 専任の配水管エとしてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価 指名停止等による減点 (上限 - 5 点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指 名停止になった期間及び都指定給水装置工事事	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.6 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-1)	過去5年間過去3年間申込申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ 2名 専任の配水管エ 2名 専任の配水管エ 1名 専任の配水管エとしてスーパー配管エが配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定等に基づく活動実績評価点 援急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価 指名停止等による減点 (上限 5 点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定停止であった場に関及が都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定停止であった期間を減点する。また停止であった期間を減点する。また停止になった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また停止となった期間を減点する。また中になった。またりまたまたかになった。またりになった。またりまたりになった。またりまたりになった。またりになった。またりまたりになった。またりになっためになった。またりになったりになった。またりになった。またりになっためになった。またりになったりになっためになっためになっためになった。またりになった。またりになっためになっためになった。またりになっためになっためになっためになっためになっためになっためになっためになっため	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 (-5) (-1) (-2)	過去5年間 過去3年間 申込 申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管エ3名以上 専任の配水管エ2名 専任の配水管エ2名 専任の配水管エとしてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価 指名停止等による減点 (上限 - 5 点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指 名停止になった期間及び都指定給水装置工事事	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.6 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-1)	過去5年間 過去3年間 申込 申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工2名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工 (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点)	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 (-5) (-1) (-2)	過去5年間 過去3年間 申込 申込	
3	専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 事任の配水管工2名 専任の配水管工2名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工 (スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定等に基づく地域貢献 (上限3点) 災害協定の締結有無 ※3 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価 指名停止等による減点 (上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間を減点する。また、停止 止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の 期期 1 か月まで 3 か月を超え3か月まで 3 か月を超え6か月まで	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 (-5) (-1) (-2) (-3)	申込 過去5年間 申込 申込 過去3年 申込 過去3:	

- ※1 過去3年間とは、平成27年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。※2 過去5年間とは、平成25年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。※3 詳細は、資料2-9/9「(補足)評価対象一覧」のとおり。

- ※4 契約後、資格者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認 できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。 ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- %6 () 外は平成 2 9 年度、 () 内は平成 2 7 年度及び平成 2 8 年度の評価点である。

「配水管小規模整備工事請負単価契約」評価点の詳細

○成績評価点

【過去3年間に本契約の実績がある者】

- ア 平成27年度及び平成28年度 年度点数は表1のとおり。
- イ 平成29年度
 - 年度点数は表2のとおり。

【過去3年間に本契約の実績がない者】

- i) 「配水管小規模整備工事請負単価契約」申込で、過去3年間に「水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事)」の契約実績がある者
 - ア 平成27年度及び平成28年度 年度点数は表3のとおり。
 - イ 平成29年度 年度点数は表2のとおり。
- ii) 過去3年間にi)の実績がない者 点数は表2のとおり。

表 1	
評価	点数
A	20.0
В	17.5
С	15.0
D	12.5
Е	10.0
F	7. 5
G	5. 0
Н	0.0

評価 点数 A 25.0)
	_
В 23.)
C 22.0	
D 20.5 E 19.0	5
)
F 17.	5
G 16.0)
Н 14.	5
I 13.0)
J 11.	5
K 10.0)
L 5.0	
M 0.0	1

表 3	
評価	点数
A	20.0
В	17.5
C	15.0
D	12.5
Е	10.0
F	7.5
G	5.0
Н	3.0
Ι	0.0

○施工実績評価点

【過去3年間に本契約の実績がある者】 ア 平成27年度及び平成28年度 年度点数は表4のとおり。

イ 平成29年度 年度点数は表5のとおり。

【過去3年間に本契約の実績がない者】

- i) 「配水管小規模整備工事請負単価契約」申込で、過去3年間に「水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) | の契約実績がある者
- ア 平成27年度及び平成28年度 年度点数は表4のとおり。
- イ 平成29年度 年度点数は表5のとおり。
- ii) 過去3年間にi)の実績がない者 点数は表5のとおり。

点数
0.0
. 5
. 0
. 5
. 0

	表 5	
	評価	点数
Ī	A	5.0
Ī	В	3.0
Ī	С	0.0

「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がある者

		評価点	評価年数
価点		100	_
		50	_
L 会社の施工実績		35	_
(1)成績評価点		25(20) 36	
ア 平成27年度及び平成28年度 年度ごとに、主な履行区域で通知された成績評定点を平均し、A~Gの評析 A~Fの範囲内でも60点未満の成績評定点があった場合はG、平均成績評 る。 イ 平成29年度 主な履行区域で通知された成績評定点を平均し、A~Lの評価を行い点数 内でも60点未満の成績評定点があった場合はL、平均成績評定点が60点 なお、過去5年間に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の 事成績評定は修正が実施された年度の成績評定点として取扱う。 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。	定点が60点未満の場合はHとす なを決定する。ただし、A~Kの範囲 未満の場合はMとする。	資料2-6/9参照	
(2)施工実績評価点		5(10) *6	
ア 平成27年度及び平成28年度 年度ごとに、施工実績を順位付けし、A~Cの評価を行い、年度ごとの点数 一定に満たない場合はD又はEとする。 イ 平成29年度 施工実績によってA~Cの評価を行い、点数を決定する。 決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。	なを決定する。ただし、施工実績が	資料2-6/9参照	※1 過去3年
(3)信頼性・社会性評価点(上限5点)		5	
過去3年間に表彰された実績を評価する。なお、実績が複数ある場合に は、それぞれの評価点の合計を評価する。	当局総価契約案件工事(水道施設 工事)、工事請負単価契約での優 良工事表彰・公表実績	3	
申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表彰された実績を評価する。なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。	当局水道工事イ メージアップコン クールでの表彰・ 公表実績	2	
	アイデア賞	1	
単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3		1	
2 配置予定技術者の能力		10	
		10	l
施工体制評価点(上限10点) ※4		10	
施工体制評価点(上限10点) ※4 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5			
		10	
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		10 4.5	
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 ① 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5		10 4.5 3.5	
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 ① 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		10 4.5 3.5 1.5 1.5	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 ① 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 ② 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5		10 4.5 3.5 1.5 1.5	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 ① 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		10 4.5 3.5 1.5 1.6 0.5	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		10 4.5 3.5 1.5 1.5 1.0 0.5 4.5	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名		10 4.5 3.5 1.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名		10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		10 4.5 3.5 1.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名		10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0	申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)	活動実績	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0	
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む)		10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0	過去5年間
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)	活動実績	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3	過去5年間 過去3年間
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工2名 専任の配水管工2名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3	活動実績	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3 1 1	過去5年間 過去3年間 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力	活動実績	10 4.5 3.5 1.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3 1 1 1	過去5年間 過去3年間 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力	活動実績	10 4.5 3.5 1.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 3 1 1 2 2	過去5年間 過去3年間 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価点	活動実績	10 4.5 3.5 1.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5)	過去5年間 過去3年間 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 1 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 指名停止等による減点(上限-5点)	活動実績 出動準備	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-5)	過去5年間 過去3年間 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 5 減点評価点 指名停止等による減点(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都	活動実績 出動準備	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-5) (-1)	過去5年間 過去3年間 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 指名停止等による減点(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効	活動実績 出動準備 1か月まで 停 1か月まで	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-5)	過去5年間 過去3年間 申込時 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 事任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力に対する評価点 類急時の対応能力に対する評価点 指名停止等による減点(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、そ	活動実績 出動準備 1か月まで 停 1か月まで 1か月まで 止	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-5) (-1)	申込時 過去5年間 過去3年間 申込時 申込時 過去3年「
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 満点評価点 指名停止等による減点(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。	活動実績 出動準備 1か月まで 1か月まで 1か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-5) (-1) (-2) (-3)	過去5年間 過去3年間 申込時 申込時
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工3名以上 専任の配水管工2名 専任の配水管工1名 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 指名停止等による減点(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。	活動実績 出動準備 1か月まで 停 1か月まで 1か月まで 止	10 4.5 3.5 1.5 1.0 0.5 4.5 3.5 2.0 3.0 0.0 3 1 1 2 2 (-5) (-1) (-2)	過去5年間 過去3年間 申込時 申込時

- ※1 過去3年間とは、平成27年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- ※2 過去5年間とは、平成25年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-9/9「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、資格者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点(上限10点)以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- ※6 ()外は平成29年度、()内は平成27年度及び平成28年度の評価点である。

「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がない者

	評価項目		評価点	評価年数		
価点			100	_		
技術	評価点		50	_		
1 会	社の施工実績		35	_		
(1	1)成績評価点		25(20) 🔆 6			
	i)過去3年間のいずれかの年度にア〜ウのいずれかの実績がある場合 ア 水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事) ウ 配水管小規模整備工事請負単価契約(編水修理工事) ウ 配水管小規模整備工事請負単価契約(優先順位をア・イ・ウの順とする。複数契約があった場合においても優先順位のもっとも高い契約を対象に、る。 A 平成27年度及び平成28年度 年度ごとに、主な履行区域で通知された成績評定点を平均し、A~Gの評価を行い、年度ごとの点数を決の成績評定点があった年度はG、年度の平均成績評定点が60点未満の場合はHとする。 B 平成29年度 主な履行区域で通知された成績評定点を平均し、A~Lの評価を行い、年度の点数を決定する。ただし、あった年度はL、年度の平均成績評定点が60点未満の場合はMとする。 なお、過去5年間に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該評定点として取扱う。 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。 ii)過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去3年間の全成績評定点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。過去3年間の全成績評定点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。過去3年間の全成績評価点とする。	た定する。ただし、A~Fの範囲内でも60点未 A~Kの範囲内でも60点未満の成績評定点 工事成績評定は修正が実施された年度の成	資料2-6/9参照			
	※下請実績のみの場合は、一定の成績評価点とする。					
(2	2)施工実績評価点		5(10) 💥 6	※ 1		
	(1)のi)、ii)にかかわらず、過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約を評価する。過去3年間の施工実績額の合計を、A~Cで評価し施工実績評価点と ※ 下請実績も評価対象とし、下請金額を施工実績額とする。		漬 資料2-6/9参照	過去3年間		
(:] 3)信頼性・社会性評価点(上限5点)		5			
(6		当局総価契約案件工事(水道旅				
	過去3年間に表彰された実績を評価する。なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。	工事)、工事請負単価契約での 良工事表彰・公表実績	優 3			
	申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表彰された実績を評価する。なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。	当局水道工事イメージアップコン クールでの表彰・ 公表実績	∄ 9			
		公衣 美順 アイデア賞	1			
	単価契約工事又は緊急施行工事の実績		1			
2 配	l置予定技術者の能力		10			
施	五工体制評価点(上限10点) ※4		10			
	専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		4.5			
	① 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5		3.5			
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		1.5			
	専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		1.5			
	② 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5		1.0	申込時		
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		0.5			
	専任の配水管工3名以上		4.5			
	専任の配水管工2名		3.5			
	③ 専任の配水管工1名		2.0			
	専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		3.0	1		
	④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む)		0.0			
3 災	害協定等に基づく地域貢献(上限3点)		3			
	the late of the second state of the second state of the second se	活動実績	3	過去5年間		
災	後害協定等に基づく活動実績評価点	出動準備	1	過去3年間		
災	後害協定の締結有無 ※3		1	申込時		
_	会時の対応能力		2			
	る。 を会時の対応能力に対する評価点		2	申込時		
_	(点評価点		(-5)			
	にいいていた。 日名停止等による減点(上限-5点)		(-5)	-		
扫		1か日まで		-		
	過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給	1か月まで 1か日を超う3か日まで	(-1)	※ 1		
	水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった。	17771を超え57771よく	(-2)	過去3年		
	た期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計	期 3か月を超え6か月まで	(-3)]		
	を減点する。	間 6か月を超え12か月まで	(-4)			
	なお、複数の契約申し込みがある場合には、それぞれの契約で減点評価する。	12か月を超え24か月まで	(-5)			
	評価点		50			

- ※1 過去3年間とは、平成27年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- ※2 過去5年間とは、平成25年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-9/9「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、資格者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点(上限10点)以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- ※6 ()外は平成29年度、()内は平成27年度及び平成28年度の評価点である。

「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」評価点の詳細

○成績評価点

【過去3年間に本契約の実績がある者】

- ア 平成27年度及び平成28年度 年度点数は表1のとおり。
- イ 平成29年度

年度点数は表2のとおり。

【過去3年間に本契約の実績がない者】

i) 「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」申込で、過去3年間に「水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)」、「水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)」又は「配水管小規模整備工事請負単価契約」の契約実績がある場合

ア 平成27年度及び平成28年度

年度点数は表3のとおり。

イ 平成29年度

年度点数は表2のとおり。

ii) 過去3年間にi) の実績がない場合 点数は表2のとおり。

表1

評価	点数
A	20.0
В	17. 5
С	15.0
D	12.5
Е	10.0
F	7. 5
G	5. 0
Н	0.0

表 2

表 2	
評価	点数
A	25.0
В	23. 5
С	22.0
D	20.5
Е	19.0
F	17. 5
G	16.0
Н	14. 5
I	13.0
J	11.5
K	10.0
L	5.0
M	0.0

表3

払り	
評価	点数
A	20.0
В	17.5
С	15. 0
D	12.5
Е	10.0
F	7. 5
G	5. 0
Н	3.0

○施工実績評価点

【過去3年間に本契約の実績がある者】 ア 平成27年度及び平成28年度 年度点数は表4のとおり。

イ 平成29年度 年度点数は表5のとおり。

【過去3年間に本契約の実績がない者】 点数は表5のとおり。

表 4

評価	点数
A	10.0
В	7. 5
С	5.0
D	2. 5
Е	0.0

表 5

評価	点数
A	5.0
В	3.0
С	0.0

「小中口径メータ引換工事等請負単価契約」の評価内訳

\ ==	/m* L:		評 価 項	目		点	-	
	価点					1 0		
Ħ	支術語	評価点				5 0	点	
1	会	社の実績・体制				3 1	点	
	(:	1) 成績評価点				1 5	点	
	年度ごとに成績評定点を平均し、A~Fの評価を行い、年度ごとの点数を決定する。ただし、成績評定点の平均点が60点未満の場合は、Gとする。						15.	
		В	13.					
			成績評定の減点修正が行われた工事案件の存 「成績評定は修正が実施された年度の成績評定		11.			
		①過去3年間(※1)の 点として取扱う。 いずれかに本契約の実績が 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。						
		ある者	D	9.				
						Е	7.	
						F	5.	
						G	0.	
		②過去3年間に本契約の実施	責がない者			5.	0	
	(:	2) 施工実績評価点				1 0	点	
			度ごとの点数を決定する。	事業所	fごとに順位付けし、a~cの評価を行い、年 {績がある場合は、最も高い点数をその年度の	a	10.	
		①過去3年間のいずれかに 本契約の実績がある者	点数とする。 平成29年度		頼かめる場合は、取も向いに数をての平度の けし、a~cの評価を行う。同一順位の場合	b	8.	
			は、上位のランクに振り分 決定した年度ごとの点数)ける。 文を平均	」し、施工実績評価点とする。	С	6.	
		②過去3年間に本契約の実	申込時点の [09 給排 実績評価点とする。	F水衛生	:工事] の格付等級により点数を決定し、施工	格付A 格付B	8.	
		②過去3年間に本実的の美 績がない者				格付C	6.	
						格付D		
	/ /	2) 出压初始了市 取在长年		c.E		格付X	4.	
		3) 単価契約工事、緊急施行			* * * 0	上限		
		過去3年間に単価契約工事 申込年度に「緊急を要する」 実績がある者			者 ※2 」におけるメータ取付け・取外し業務の	1. 0		
	(4	4) 信頼性・社会性評価点				上限5点		
			価契約工事(水道施設工	事)、	工事請負単価契約での優良工事表彰・公			
		申込年度の12月31日時, メージアップコンクールに		局イ	最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、 優良賞 アイデア賞	2.		
		災害協定の締結有無(申込	時) ※2		/ 1/ / 8	1. 0		
2	配	2置予定技術者の能力	*/			1 7	'点	
	_	1) 専任の主任技術者の保有	資格による評価点 ※	· 3 ×	% 5	上限 1		
			MILLOW ON IMM. 14		、。 装置工事主任技術者	4.		
		1人	目		事施工管理技士(1、2級)	4.		
			• •		技能士(1、2、3級)	2.		
					装置工事主任技術者	2.		
		2人目	以降	管工:	事施工管理技士(1、2級)	2.	0	
				配管	技能士(1、2、3級)	1.	0	
	(:	2) 有資格者の経験による評	価点 ※4 ※5			上限	5 点	
1		右の資格を取得後	10年以上の		装置工事主任技術者	1.		
					事施工管理技士(1、2級)	1.		
	配管技能士(1、2、3級)						0	
							点	
3		CH CLICKL)	点			2.		
	緊急	急時の対応能力に対する評価			1か月まで	(上限-		
	緊急	戊点評価		過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止				
	緊急	成点評価 過去3年間において、東京都			= 1,7,4 0, 4	(-1.		
	緊急になった。	え点評価 過去3年間において、東京都 なった期間及び都指定給水装	置工事事業者の違反事	停	1か月を超え3か月まで	(-2.	. 0)	
	緊急に対して	成点評価 過去3年間において、東京都	置工事事業者の違反事 定の効力停止となった	止		`	-	
	緊減しに実期は、	は点評価 過去3年間において、東京都なった期間及び都指定給水装 に係る処分基準において、指 間を減点する。また、停止処 、それぞれの点数の合計を減	置工事事業者の違反事 定の効力停止となった 分が複数ある場合に 点する。	止期	1 か月を超え3か月まで 3 か月を超え6か月まで	(-2. (-3.	. 0)	
	緊急に実期は、	は評価 過去3年間において、東京都なった期間及び都指定給水装 に係る処分基準において、指 間を減点する。また、停止処	置工事事業者の違反事 定の効力停止となった 分が複数ある場合に 点する。	止	1か月を超え3か月まで	(-2.	. 0)	

- ※1 過去3年間とは、平成27年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- %2 詳細は、資料 2-9/9 「 (補足) 評価対象一覧」のとおり。 %3 1人目が保有していない資格を 2 人目以降が保有している場合は、当該資格については 1 人目と見なし評価する。
- ※4 本契約に専任した者及び専任以外の者について評価する。
 - なお、1人が複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格ごとに加点する。
- **※** 5 契約後、資格者に変更が生じ、2 (1) 及び2 (2) を合わせた施工体制評価点(上限17点)が下がる場合には、申込時の施工 体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

「大口径メータ引換工事等請負単価契約」の評価内訳

+ ## AI	年 占	評 価 項	目			数		
	価点					0点		
_	技術評価点 					0点		
1						6点		
	(1) 成績評価点				A 1 5	5点 15		
	年度ごとに成績評定点を平均し、A~Fの評価を行い、年度ごとの 点数を決定する。ただし、成績評定点の平均点が60点未満の場合 は、Gとする。 いずれかに本契約の実績が 件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正が実施された							
	ある者							
			て取扱り。 点数を平均し、成績評化		E F	5.		
		VX 0/2 X 2 2 4 7/	MAX E 1 PO ON PANAGETT	ш/м с <i>)</i> . О °	G	0		
	②過去3年間に本契約の実績がない者							
	(2) 施工実績評価点				1 :	5点		
	ア 過去3年間のいずれか				A	15		
	し、施工実績が一定に満た			点数を決定する。ただ	В	12		
	決定した年度ごとの点数		点とする。		С	8.		
	イ 過去3年間に本契約の 申込年度の翌年度から溯		二本契約の実績がある場	合は、その実績を評価す	D	4.		
	る。その実績がない場合はい、管布設を伴う総価契約	、過去3年間に施工した	当局給・配水管(口径		Е	2.		
	(3) 単価契約工事、緊急施行	- 丁工事等の実績による評価	価点		1	点		
	過去3年間に単価契約工事	又は緊急施行工事の実績	責がある者 ※2		1.	. 0		
	(4) 信頼性·社会性評価点				上限	5点		
	過去3年間における当局総 表実績	(価契約工事(水道施設工)	[工事] 《工事請負単価事業	段約での優良工事表彰・公	3.	. 0		
	申込年度の12月31日時点で ルにおける表彰・公表実績		メージアップコンクー	最優秀賞、優秀賞、 審査員特別賞、優良賞	2.	. 0		
	70亿分(7分)公文学 公文天順			アイデア賞	1.	. 0		
	災害協定の締結有無(申込	、時) ※2			1. 0			
2	配置予定技術者の能力					1 2 点		
	(1) 専任の主任技術者の保存	有資格による評価点 ※:			上限	10点		
			給水装置工事主任技			. 0		
	1人	B		工事施工管理技士(1、2級)				
		. H	T7 88 14 48 1 / 4 0		4.			
		. н	配管技能士(1、2		2.	. 0		
		. H	配水管工	、3級)	2.	. 0		
			配水管工	(3級)	2. 2. 2.	. 0		
	2人目		配水管工	、3級) 術者 (1、2級)	2. 2. 2. 2.	. 0		
	2人目		配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	、3級) 術者 (1、2級)	2. 2. 2. 2.	. 0		
	2人目 (2) 有資格者の経験による話	1以降	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	(1、2級) (3級) (3級)	2. 2. 2. 2. 1.	. 0		
	(2)有資格者の経験による記	日以降 評価点 ※4 ※5	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技	(1、2級) (3級) (3級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限	. 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 2 点		
	(2) 有資格者の経験による記 右の資格を取得後	日以降 評価点 ※4 ※5 後、10年以上の	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	(1、2級) (新者 (1、2級) (3級) (新者 (1、2級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1.	. 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0		
	(2)有資格者の経験による記	日以降 評価点 ※4 ※5 後、10年以上の	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2	(1、2級) (新者 (1、2級) (3級) (新者 (1、2級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1.	. 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 2 点 . 0 . 0		
9	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験	日以降 評価点 ※4 ※5 後、10年以上の	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	(1、2級) (新者 (1、2級) (3級) (新者 (1、2級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0.	. 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 2 点 . 0 . 0		
3	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験 緊急時の対応能力	日以降 評価点 ※4 ※5 後、10年以上の を有する	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2	(1、2級) (新者 (1、2級) (3級) (新者 (1、2級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0.	. 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 2 . 2 . 0 . 0 . 5 . 5		
	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価	日以降 評価点 ※4 ※5 後、10年以上の を有する	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2	(1、2級) (新者 (1、2級) (3級) (新者 (1、2級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0. 0.	.0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .2 点 .0 .5 .5		
	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価 減点評価	日以降 評価点 ※4 ※5 後、10年以上の を有する 西点	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	(1、2級) (3級) (1、2級) (3級) (新者 (1、2級) (3級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0. 0. 2. 2. (上限-	.0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .5 .5 .5		
	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価 減点評価 過去3年間において、東京者 になった期間及び都指定給水割	日以降 平価点 ※4 ※5 後、10年以上の を有する 西点	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0. 0. 2. (上限-	. 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 5 . 5 点		
	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価 減点評価 過去3年間において、東京者 になった期間及び都指定給水割 実に係る処分基準において、す	日以降 評価点 ※4 ※5 後、10年以上の を有する 西点 郡発注の工事で指名停止 装置工事事業者の違反事 指定の効力停止となった	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0. 0. 2. (上限- (-1)	.0 .0 .0 .0 .0 .0 .2点 .0 .0 .5 .5 .5 0 - 5点		
	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価 減点評価 過去3年間において、東京者 になった期間及び都指定給水割	国以降 平価点 ※4 ※5 後、10年以上のを有する 西点 邪発注の工事で指名停止 装置工事事業者の違反事 指定の効力停止となった の分が複数ある場合に	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	(1、2級) (1、2級) (3級) (新者 (1、2級) (3級) 1か月まで を超え3か月まで を超え6か月まで	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0. 0. 2. (上限- (-1)	.0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .5 .5 点 .0 .0 .2 点 .0 .0 .2 点 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0		
4	(2)有資格者の経験による記 右の資格を取得後 実務経験 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価 減点評価 過去3年間において、東京社 になった期間及び都指定給水割 実に係る処分基準において、す 期間を減点する。また、停止処	日以降 平価点 ※4 ※5 後、10年以上の を有する	配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 配常技能士(1、2 配水管工	、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級)	2. 2. 2. 1. 1. 上限 1. 0. 0. 2. (上限- (-1) (-2) (-3)	. 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 2 点 . 0 . 5 . 5 . 点 . 0 - 5 点)		

- ※1 過去3年間とは、平成27年4月1日から平成29年12月31日までの期間である。
- ※2 詳細は、資料2-9/9「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※3 1人目が保有していない資格を2人目以降が保有している場合は、当該資格については1人目と見なし評価する。
- ※4 本契約に専任した者及び専任以外の者について評価する。 なお。1人が複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格ごとに加点する。
- ※5 契約後、資格者に変更が生じ、2(1)及び2(2)を合わせた施工体制評価点(上限12点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

(補足) 評価対象一覧

1 「単価契約工事の実績」における評価対象契約

(1) + -1, 2

当局発注の工事請負単価契約のうち、業種「04 水道施設工事」に該当するもの

(2) + -3

- ア 当局発注の工事請負単価契約のうち、業種 [09 給排水衛生工事] に該当するもの
- イ 水道緊急工事 (漏水修理工事) 請負単価契約
- ウ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約
- (3) + -4

当局発注の工事請負単価契約のうち、業種「09 給排水衛生工事」に該当するもの

2 「緊急施行工事の実績」における評価対象工事

当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績

3 「災害協定の締結有無」における評価対象協定

- $(1) \neq -1, 2$
 - ア 災害時における応急対策業務に関する細目協定
 - イ 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定
 - ウ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定
 - エ 震災時非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定
- (2) = -3, 4
 - ア 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定
 - イ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定
 - ウ 震災時非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定

		1回 入札縚	過調書			
			文書番号	•		
			契約番号	29-01362		
			開札日時	平成30年02月	27日 15時	第 30分
			開札場所	水道局経理部	契約課	
			予定価格	非公表		
件名	配水管小規模整備工事請負単価契約				-	
落札者	中村建設工業株式会社		1	落札		
住所	東京都葛飾区東金町三丁目11番7号			金額	-	98, 683円
	入札者氏名		入札金額	須		備考
1中村	建設工業株式会社				91, 374円	
2株式	会社セイシン				91, 374円	
3株式	会社由企		: 		91,374円	
4東海	工営株式会社				91, 374円	
5株式	会社エイキ			. •	91, 374円	
6誠進	工業有限会社				91,374円	
7有限	会社茂山工務店				91,374円	
8有限	会社相澤管工				91,374円	
9リア	ル建設株式会社		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	91, 374円	
10東翔	建設工業株式会社		· ·		91,374円	
記事	履行場所 東京都 23区内 工事概要 23区内における次の工事で (1) 速やかな対応が必要な新設、撤去 (2) 施工時間帯や日々の施工延長に制 (3) 耐震化を目的とした空気弁取替工 (4) 小規模で点在的に残っている取替 エ 期 平成30年 4月 1日から平成31	限を受ける管工事 事 対象管の整備工事	もの			
	契約者数 50者 詳細は別添の見積結果のとおり					

			——— 第1	回 入札組	Y過調書			
					文書番号		,	
					契約番号	29-01362		
	٠.				開札日時	平成30年02月	27日 15	
					開札場所	水道局経理部	契約課	
					予定価格	非公表		
件	名	配水管小規模整備工事請負単個	斯契約					-
落村	L者	中村建設工業株式会社				落札		,
住	所	東京都葛飾区東金町三丁目11	番7号			金額		98, 683円
		入札者氏名			入札金物	額		備考
11	有限会社	土ヤマオカ工業				•	91, 374円	•
12	朱式会社	出コージ建設					91, 374円	
13	朱式会社	土平成フロント					91, 374円	
14	有限会社	土福一興業				·	91, 374円	
15	朱式会社	±G00D			<u>.</u> .	•	91,374円	
16	リックを	株式会社			•	· · · · ·	91, 374円	
17	朱式会社	土二友組					91, 374円	
18	朱式会社	土森田工務店		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			91, 374円	
19	朱式会社	土貝沢工業所					91, 374円	
20	企剛建 認	2株式会社					91,374円	
Ē	記事		「設、撤去、 「延長に制限 「弁取替工員 「いる取替文	取替工事 艮を受ける管工事 事 対象管の整備工事	もの			
		契約者数 50者 詳細は別添の見積結果のとおり		•			•	
•					į			•

		第1	回 入札紹	经過調書			<u> </u>
				文書番号			
	•			契約番号	29-01362		
				開札日時	平成30年02月	27日 15	時30分
				開札場所	水道局経理部	契約課	
				予定価格	非公表		
件名	配水管小規模整備工事請負	単価契約		,			
落札者	中村建設工業株式会社				落札		
住所	東京都葛飾区東金町三丁目	11番7号		**	金額		98, 683円
	入札者氏名			入札金額	須		備考
21株式会	社岩崎工務所					91, 374円	
22株式会	社ナカス	·				91, 374円	
23株式会	社 竹内工務店					91, 374円	
24株式会	社大藤工業所					91, 374円	
25株式会	社協和日成					91,374円	
26栄和設備	備株式会社		že e		•	91, 374円	
27白岩建	股株式会社					91, 374円	
28中央工	業株式会社					91, 374円	
29株式会	社佐々木組 				,	91, 374円	
30株式会	吐ライクス					91,374円	
記事	展行場所 東京都 23区 工事概要 23区内におけ (1) 速やかな対応が必要 (2) 施工時間帯や日々の (3) 耐震化を目的とした (4) 小規模で点在的に列 工 期 平成30年 4月	「る次の工事で」 『な新設、撤去、 〕施工延長に制 「空気弁取恭工』	限を受ける管工事 事	もの			
	契約者数 50者 ・詳細は別添の見積結果のとお	3 9					
	•						
	•	. '					

	第	1回 入札系	E過調書				
		No.	文書番号				
			契約番号	29-01362			
			開札日時	平成30年02月	27日 15時	30分	
			開札場所				
	√		予定価格	非公表			
件名	配水管小規模整備工事請負単価契約			-			
落札者	中村建設工業株式会社			落札			
住所	東京都葛飾区東金町三丁目11番7号			金額		98, 683円	
	入札者氏名		入札金額	預		備考	
31株式会	社狩野組				91, 374円		
32さかえ	設備株式会社				91, 374円		
33株式会社	社久留米興業				91, 374円		
34足立建	設工業株式会社				91, 374円		
35徳丸管	工株式会社	/			91, 374円		
36有限会社	社新山工業				91, 374円		
37株式会社	让木村工業				91, 374円		
38株式会社	社水十水工業				91, 374円		
39株式会社	社イケハタ				91, 374円		
40東京土	木株式会社				91, 374円		
記事	履行場所 東京都 23区内 工事概要 23区内における次の工事で (1) 速やかな対応が必要な新設、撤差 (2) 施工時間帯や日々の施工延長をに (3) 耐震化を目的とした空気弁取長で (4) 小規模で点在的に残っている取者 工 期 平成30年 4月 1日から平成32	削限を受ける管工事 [−] 事	もの				
	契約者数 50者 詳細は別添の見積結果のとおり						
					*		

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1回 入札紹	E過調書			
i			文書番号			
			契約番号	29-01362		
			開札日時	平成30年02月	27日 15時	30分
			開札場所	水道局経理部	 『契約課	
			予定価格	非公表	-	
件名	配水管小規模整備工事請負単価契約					
落札者	中村建設工業株式会社			落札		-
住所	東京都葛飾区東金町三丁目11番7号	e e e		金額		98, 683円
1	入札者氏名		入札金額	項 	: 1	備考
41山田工	業株式会社		-		91,374円	
42平山建	没株式会社				91, 374円	
43株式会	吐林工業				91, 374円	
44株式会	土由井工業				91,374円	
45株式会	土渋沢建設工業				91, 374円	
46株式会	土新井組				91, 374円	
47三立建	投株式会社				91, 374円	
48ノザワニ	工業株式会社				91,374円	
49株式会社	出大進工業				91,374円	
50平野設位	带工業株式会社		·		91,374円	
記事	履行場所 東京都 23区内 工事概要 23区内における次の工事で (1) 速やかな対応が必要な新設、撤去 (2) 施工時間帯や日々の施工延長に制 (3) 耐震化を目的とした空気弁取替工 (4) 小規模で点在的に残っている取替 工 期 平成30年 4月 1日から平成31	○ 収替工事○ 関限を受ける管工事○ 事○ 対象管の整備工事	もの			
	契約者数 50者 詳細は別添の見積結果のとおり					
						and the second

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1回	入札紹	過調書	·		
	• .				文書番号			
					契約番号	29-01362		
			**************************************		開札日時	平成30年02月	27日 15月	寺30分
					開札場所	水道局経理部	以契約課	
		·			予定価格	非公表		
件名	配水管小規模	整備工事請負単価契	段約					
落札者	4 中村建設工業	株式会社				落札		
住所	東京都葛飾区	東金町三丁目11番	7号			金額		98, 683円
	入木	L者氏名			入札金額	頂		備考
51城北	比興業株式会社			.,			91,374円	
52株式	式会社日本水工社						91, 374円	
53株式	大会社大達土木			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · ·	•	91, 374円	
54内田	田建設株式会社				·		91,374円	
55株式	大会社大基建設						91, 374円	
56ホリ	リケン工業株式会社			·			91, 374円	
57有限	艮会社松友興業				1. 		91, 374円	
58丸山	山機工株式会社					• .	91, 374円	
59株式	大会社岡田建興ジェイ	シー				·	91, 374円	
60福山	山建設株式会社					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91, 374円	
記事	計 工事概要 (1) 速や (2) 施工 (3) 耐震 (4) 小規	東京都 23区内 23区内における次の 23区内における次の 対応が40の施工 時間帯やとした空気が 化を目的に残ってい 模で点在的に残ってい 平成30年 4月 1日から	、撤去、取替 長に制限を受い 取替工事 る取替対象管の	工事 ける管工事 の 整備工 事	6 0			
	契約者数 5 詳細は別添の	0 者 見積結果のとおり						•

	第	1回 入札紹	E過調書					
	•		文書番号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		4		
			契約番号	29-01362		<u> </u>		
•			開札日時	平成30年02月	27日 15馬	持30分		
		•	開札場所	水道局経理部				
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	予定価格	定価格 非公表				
件名	配水管小規模整備工事請負単価契約							
落札者	落札者 中村建設工業株式会社					98, 683円		
住所	住所 東京都葛飾区東金町三丁目11番7号							
	入札者氏名		入札金額	頂		備考		
61株式会	社片岡組				91,374円			
62株式会	62株式会社進日本工業				91, 374円			
63株式会	63株式会社ライズ				91, 374円			
64株式会	64株式会社みやび管工				91, 374円			
65株式会	社ユタカ工業				91, 374円			
								
記事	履行場所 東京都 23区内 工事概要 23区内における次の工事で (1) 速やかな対応が必要な新設、撤去 (2) 施工時間帯や日々の施工延長に制 (3) 耐震化を目的とした空気弁取替工 (4) 小規模で点在的に残っている取替 工 期 平成30年 4月 1日から平成31	限を受ける管工事 事 対象管の整備工事	もの					
	契約者数 50者 詳細は別添の見積結果のとおり							

配水管小規模整備工事請負単価契約

見積合せ日時: 平成30年2月27日 15時30分 予定価格(税抜): ¥103,835-" 場所: 都庁第一庁舎4階 第二入札室 88.00%

	受付番号	商号名称	商号名称计	所在地	技術点	見積価格	見積価格 (単価同調)	価格点	総合点	見積結果
1	19916597	中村建設工業株式会社	ナカムラケンセツコウギョウ	葛飾区	46.00	91,374		50	96.00	決定
2	10507120	有限会社相澤管工	アイザワカンコウ	世田谷区	45.00	91,374		50	95.00	決定
3	19924227	株式会社みやび管工	ミヤビカンコウ	練馬区	42.58	91,374		50	92.58	決定
4	18730260	株式会社日本水工社	ニホンスイコウシャ	練馬区	42.50	91,374		50	92.50	決定
5	19504685	丸山機工株式会社	マルヤマキコウ	江戸川区	42.16	91,374		50	92.16	決定
6	18700878	株式会社岩崎工務所	イワサキコウムショ	豊島区	41.93	91,374		50	91.93	決定
7	19705129	福山建設株式会社	フクヤマケンセツ	練馬区	41.79	91,374		50	91.79	決定
8	18702013	白岩建設株式会社	シライワケンセツ	足立区	41.58	91,374		50	91.58	決定
9	18700063	株式会社森田工務店	モリタコウムテン	中央区	41.45	91,374		50	91.45	決定
10	10507360	東翔建設工業株式会社	トウショウケンセツコウギョウ	北区	41.33	91,374		50	91.33	決定
11	18720789	株式会社林工業	ハヤシコウギョウ	足立区	41.28	91,374		50	91.28	決定
12	18710575	株式会社佐々木組	ササキグミ	大田区	41.08	91,374		50	91.08	決定
13	18700908	株式会社ナカス	ナカス	世田谷区	41.07	91,374		50	91.07	決定
14	18711560	足立建設工業株式会社	アダチケンセツコウギョウ	豊島区	40.66	91,374		50	90.66	決定
15	18722267	城北興業株式会社	ジョウホクコウギョウ	渋谷区	40.45	91,374		50	90.45	決定
16	19924343	株式会社ユタカ工業	ユタカコウギョウ	北区	40.33	91,374		50	90.33	決定
17	10333060	誠進工業有限会社	セイシンコウギョウ	葛飾区	40.28	91,374		50	90.28	決定
18	18720461	平山建設株式会社	ヒラヤマケンセツ	杉並区	40.12	91,374		50	90.12	決定
19	10507144	リアル建設株式会社	リアルケンセツ	世田谷区	39.95	91,374		50	89.95	決定
20	18710588	株式会社ライクス	ライクス	港区	39.49	91,374		50	89.49	決定
21	18721019	株式会社渋沢建設工業	シブサワケンセツコウギョウ	足立区	39.00	91,374		50	89.00	決定
22	18922624	ホリケン工業株式会社	ホリケンコウギョウ	台東区	38.91	91,374		50	88.91	決定
23	18701300	株式会社竹内工務店	タケウチコウムテン	足立区	38.91	91,374		50	88.91	決定
24	18712605	株式会社イケハタ	イケハタ	江戸川区	38.78	91,374		50	88.78	決定
25	18711791	有限会社新山工業	ニイヤマコウギョウ	葛飾区	38.54	91,374		50	88.54	決定
26	18700316	金剛建設株式会社	コンゴウケンセツ	中央区	38.53	91,374		50	88.53	決定
27	18903125	株式会社大基建設	ダイキケンセツ	足立区	38.53	91,374		50	88.53	決定
28	18730758	株式会社大達土木	オオダチドボク	江戸川区	38.41	91,374		50	88.41	決定
29	18701475	株式会社協和日成	キョウワニッセイ	中央区	38.37	91,374		50	88.37	決定
30	18700272	株式会社貝沢工業所	カイザワコウギョウショ	豊島区	38.33	91,374		50	88.33	決定
31	10306722	株式会社エイキ	エイキ	北区	38.31	91,374		50	88.31	決定
32	18721170	三立建設株式会社	サンリツケンセツ	北区	38.25	91,374		50	88.25	決定
33	18903086	内田建設株式会社	ウチダケンセツ	足立区	37.99	91,374		50	87.99	決定
34	18701439	株式会社大藤工業所	オオフジコウギョウショ	品川区	37.91	91,374		50	87.91	決定
35	18721860	ノザワエ業株式会社	ノザワコウギョウ	新宿区	37.87	91,374		50	87.87	決定
36	18710820	株式会社狩野組	カリノグミ	江東区	37.87	91,374		50	87.87	決定
37	18711601	徳丸管工株式会社	トクマルカンコウ	板橋区	37.75	91,374		50	87.75	決定
38	18722206	平野設備工業株式会社	ヒラノセツビコウギョウ	江東区	37.66	91,374		50	87.66	決定
39	18701769	栄和設備株式会社	エイワセツビ	渋谷区	37.58	91,374		50	87.58	決定
40	18712044	株式会社水十水工業	ミトミコウギョウ	葛飾区	37.49	91,374		50	87.49	決定
41	11118635	リック株式会社	リック	大田区	37.49	91,374		50	87.49	決定
42	18721880	株式会社大進工業	ダイシンコウギョウ	江戸川区	37.41	91,374		50	87.41	決定
43	18721108	株式会社新井組	アライグミ	足立区	37.24	91,374		50	87.24	決定
44	19824148	株式会社進日本工業	シンニホンコウギョウ	江戸川区	37.08	91,374		50	87.08	決定
45	18720899	株式会社由井工業	ユイコウギョウ	葛飾区	37.08	91,374		50	87.08	決定
46	19916628	株式会社ライズ	ライズ	葛飾区	37.07	91,374		50	87.07	決定
47	10106418	株式会社セイシン	セイシン	練馬区	37.03	91,374		50	87.03	決定
48	10117070	株式会社由企	ユウキ	台東区	36.99	91,374		50	86.99	決定
49	18711932	株式会社木村工業	キムラコウギョウ	大田区	36.87	91,374		50	86.87	決定
50	18711139	さかえ設備株式会社	サカエセツビ	中野区	36.87	91,374		50	86.87	決定

予定価格(税抜): ¥103,835-88.00%

配水管小規模整備工事請負単価契約

見積合せ日時: 平成30年2月27日 15時30分 "場所: 都庁第一庁舎4階 第二入札室

	受付番号	商号名称	商号名称カナ	所在地	技術点	見積価格	見積価格 (単価同調)	価格点	総合点	見積結果
51	10725209	有限会社福一興業	フクイチコウギョウ	板橋区	36.66	91,374		50	86.66	
52	10933698	株式会社GOOD	グッド	練馬区	36.08	91,374		50	86.08	
53	18702266	中央工業株式会社	チュウオウコウギョウ	葛飾区	35.95	91,374		50	85.95	
54	18712828	東京土木株式会社	トウキョウドボク	練馬区	35.25	91,374		50	85.25	
55	19323336	有限会社松友興業	ショウユウコウギョウ	葛飾区	35.25	91,374		50	85.25	
56	11318747	株式会社二友組	ニユウグミ	中野区	35.00	91,374		50	85.00	
57	18711544	株式会社久留米興業	クルメコウギョウ	世田谷区	34.62	91,374		50	84.62	
58	18713176	山田工業株式会社	ヤマダコウギョウ	江東区	34.56	91,374		50	84.56	
59	10117137	東海工営株式会社	トウカイコウエイ	江東区	34.00	91,374		50	84.00	
60	10525101	有限会社ヤマオカ工業	ヤマオカコウギョウ	足立区	33.50	91,374		50	83.50	
61	19716113	株式会社片岡組	カタオカグミ	葛飾区	32.93	91,374		50	82.93	
62	10533391	株式会社コージ建設	コージケンセツ	足立区	32.00	91,374		50	82.00	
63	10333068	有限会社茂山工務店	シゲヤマコウムテン	江戸川区	29.00	91,374		50	79.00	
64	19514974	株式会社岡田建興ジェイシー	オカダケンコウジェイシー	葛飾区	29.00	91,374		50	79.00	
65	10717821	株式会社平成フロント	ヘイセイフロント	目黒区	23.50	91,374		50	73.50	

工事契約変更通知書

契約番号 29水経契契第1362号 起工部所 給水部配水課

契約形態 随契

- 1 工事件名 配水管小規模整備工事請負単価契約
- 2 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 契約日 平成30年4月1日
- 4 変更契約日 平成30年5月15日
- 5 契約金額 既契約額 契約書のとおり 変更契約額 別添請負単価表(変更)のとおり
- 6 変更内容 労務単価の変更に伴う特例措置の適用 本契約変更後の請負単価の適用は、平成30年4月1日に遡及する。
- 7 契約の相手方(受注者) 別紙のとおり

請求元 殿

上記のとおり契約変更したので通知する。

契約担当 (公印省略)